

平成26年度総務省行政事業レビュー公開プロセス

平成26年6月18日

(1) 行政評価等実施事業（総務本省）

(戸塚官房長) それでは、本日最初の案件でございます、行政評価等実施事業に係る議論に入ります。まず最初に担当部局から資料に沿いまして5分以内で簡潔に御説明をお願いいたします。

(説明者) 行政評価局の総務課長をしております白岩と申します。本日はよろしくお願ひいたします。説明は座ってやらさせていただきます。御手元の資料行政事業レビューシートで5分でございますので以前御説明した点、事前勉強会で御説明した点は若干割愛させていただきます。事業概要をまず御説明させていただきます。

この行政評価等実施事業（総務本省）、これは総務本省の行政評価局の業務のほぼ全部を含んでおります。これは従いまして、通常の事業レビューシートと少し異質かもしれませんが、1部局の業務全体がレビューシートの中に載っている。これは行政事業レビューの予算の項目ごとにシートを作るということもありますが、私どもこれを使いまして行政評価局の業務の運営の改善等を見直し等をすぐにこれを使わせていただくということから、こういう形で取り組ませていただいております。

ここで書いてあります事業の概要というのは行政評価局の主要業務3点が上がっております。1点目。行政評価局の調査でございます。これはレビューシートの欄にして上から6番目になろうかと思いますが、ここで書いてあることは私ども全国に調査のネットワークを持っております。そのネットワークを使いまして行政が現場でどのような状態になっているかということ把握しながら、それぞれの行政の課題や問題点を実証的に把握いたしました。それで分析して改善方策の提示や政府全体の統一性の確保ということで矛盾や抜けや、そういったものがないかということをチェックさせていただく機能でございます。

次の政策評価推進というものでございますが、これは政策評価法に基づきまして私ども、基本的に評価の専担組織という、耳慣れない言葉でございますが、評価を専らやるような担当でございますことありまして、政策評価法の制度官庁の役割を持っております。その関係もございまして各府省が自ら政策評価法上、政策評価をやっておりますけれども、その政策評価を質の高いものにしていく、そういうことを政府全体として音頭を取る役目。

これが政策評価推進機能でございます。

3番目の行政相談でございますが、これは先ほどの行政評価局調査という業務と裏腹であるのですが、私どもの問題意識で調査するだけではなく、各個人から様々に寄せられております相談事、これを私ども請け負うという仕組みを持っております。その相談事から適切な役所を紹介したり、対処方法を紹介したりという作業をするわけでございます。このような相談業務、私どもの窓口だけでは足りないということもございまして、実は全国に5000人ボランティアの方を委嘱させていただいて、行政相談を受けていただく、更にはインターネット、ファックス、様々な手段で受けていただいております。最近では各行政機関ごとにも相談窓口が充実しておりますが、年間17、18万の相談はコンスタントにありまして行政についての様々な悩み事、やはり尽きることはないのかなというふうに感じております。

指標については事前勉強会で若干説明させていただいておりますので、そのような数字については後で御質問等をいただくことにしまして、今回の点検結果のところには飛ばさせていただきますが、2ページ目のところでございますが、私どもの業務はそういうわけで基本的には、こういう言い方で言うと何でございますが、業務監査の機能でございますので、これで終わるということはない。しかも監査のあり方ということは常に改善、努力をするべきものというふうと考えております。

必要性という点では、ここに評価欄、有効性とかそういった点では私ども僭越ながら丸を付けさせていただいておりますが、しかしながら点検結果としては完了することはない業務であって、引き続き一生懸命がんばっていかなきゃいけないというスタンスに立ちまして改善の方向性につきましても、その趣旨のことを書かせていただいております。備考欄で、平成21年11月の事業仕分けで今御説明した3つの機能のうち2つ、行政評価局調査と政策評価推進については取り上げられたことがございます。その際、基本的には抜本的に機能を強化していきなさいという指示を受けておりまして、それを受けて様々な活動をしてきている点については事前に御説明をしたかと思っております。

先ほどちょっと戻っていただいて、改善の方向性のところで行政評価局調査のところでこの間も議論があったものですから付言させていただきますが、最後のところに改善結果のフォローの徹底というだけでは駄目ではないかというような主旨、言ったことでも形式的に終わっては実際の改善になっていないという問題についてどう取り組むのかということで、フォローの徹底というような話を一生懸命やっておるというような話を御説明

させていただきました。

この点、私ども重視しております、6月に2度目のフォローアップ調査をしたという法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改善の改革に関する政策評価につきましてですが、勧告のあと事情、あるいは政府における取り組みのスキームが変わったこと等によりまして私どもの勧告した内容、例えば法曹養成人口の目標を3000にするという、その目標自体を見直すべきではないかというような勧告をさせていただいておりますが、そういったものについて若干取り組みが1年6か月後のフォローアップでは十分に結論的なものが得られなかったこともございまして、先ほど申しましたフォローアップ強化の方針に従いまして、第3回のフォローアップをすることを考えておると。このような取り組みを更に重ねていく所存であるということでございます。以上が私の説明でございます。

(戸塚官房長) 引き続きまして、事務局から本事業を取り上げた視点と議論すべき論点について説明していただきます。

(安藤会計課長) 論点資料を取り上げておりますので、それを御覧いただきたいと存じます。まず視点でございます。今年度から政策評価と行政事業レビューの更なる連携の強化といったものに取り組んでまいりました。この行政評価局の政策につきましては、今年度の政策評価を行う重要な政策となっております。ですので、行政事業レビューとの連携という観点から事業を取り上げたということでございます。

それから、論点でございますが、先ほども御説明にありました行政評価の3つの機能、このうち特に重要な機能となります、調査機能、この調査のテーマの選定やらフォローアップが適切に行われているのか、あるいはこの調査機能あるいは行政評価の推進機能あるいは行政相談機能、この3つの機能が適切に連携されていくのか、そういった点につきまして御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

(戸塚官房長) それでは、これから13時45分ぐらいまで御議論いただきたいと存じます。外部有識者の先生方いかがでございましょうか。石堂先生。

(石堂) ただいま論点の中にもありましたテーマの設定について私のほうから3点ほどお伺いしたいと思います。私も行政評価調査なるものを日ごろから強い関心を持って見ていたわけではないということもありまして、いただいた資料を見ている中で素朴に感じた疑問というふうに受け止めていただきたいと思います。

今回いただいた資料の別紙1というところに現在のフォローアップ実績、今までやったもののフォローアップについての件名がずらっと並んでおりますけれど、これを見る限り、

平成23年度の3番目にあります、「世界最先端の『低公害車』社会の構築」というようなテーマがある一方で、例えば24年度のところの2番目の「貸切バスの安全確保対策」のようなものもあると。非常にテーマとして大きなものと、意外と限定された、対象を絞ったテーマがあることに注目しまして、随分差があるなという感じであります。何かテーマを設定する際に、テーマを立てるときの基準のようなものがあるのかどうか。また、もしかしたら大きなテーマ、小さなテーマを織り交ぜてやっていくことに、特段の意味があるのか、その辺をお聞きできればというのが1点目であります。

もう1つは、同じく別紙1のところの23年度の下のほうにあります「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」、またその下の「在外公館に関する行政評価・監視」、それから24年度のところの下から2番目にあります「職員研修施設に関する調査」というのがあります。これらはいいただいた資料を見ていきますと、どちらかというところ「施設が効率的に使われていない」、尽きるころ、「無駄遣いではないか」というのが評価の中心になっているような気がします。

これらは会計検査院の仕事と分野分けがどういうふうになるのかなというのがちょっと気になります。それぞれ根拠法があり、その根拠法に基づく権限によって調査するものでありましようけれども、2つの官庁が重複して調査するというのは、これ自体が1つの無駄であると思いますのでテーマを設定するときに関係しそうな省庁との間で調整のようなものがきちんと行われているのかどうかというあたりについてお伺いできればというふうに思います。これが第2点です。

第3点目は、重要な業務の分野としての行政相談があるわけですがけれども、テーマの設定のほうも国民の関心ということが1つの要素になっているかと思っておりますけれども、私の素人としての感覚では、行政相談に寄せられる声こそ国民の最も現実の行政に則した苦情なり何なりであろうというふうに思います。そのときに行政相談に寄せられる意見というのは非常にその意見を寄せた方の関心に基づくものでしょうし、あげられる事柄も非常に細かい話なんだろうと思います。そこは総務省さんのいわばプロの目で、その挙げられてきた意見の背景にあるものが何かということを知明した上で、いわば調査のテーマ化ともいいますか、テーマとして立てる作業をやった上でやるのが、こういう調査については最も国民目線に沿ったものになるのではないかというふうに思うのでありますけれどもその辺についてどうお考えになるか。この3点についてお聞きしたい。

(戸塚官房長) それでは簡潔にお願いします。

(説明者) はい。まず広い狭いについて。まず、テーマ選定の基準があるのかということとございました。基準というのは明文では定まったような基準はございません。御指摘のところで行きますと最初におっしゃったものはこれは政策評価ということで、低公害車社会の政策評価、政策評価法に基づき政府全体の政策の総合性を評価するという部類に属するもので、おのずと広いものになります。

その次、対比されて御指摘になった案件がこれは総務省設置法に基づいて行います、いわゆる行政評価監視、以前で言えば行政監察の典型例でございますが、業務監察をして個別に具体のものに当るものですから、この根拠法の違いによるところがあるかと思えます。織り交ぜることの意味ということについて、アプライオリにそういう意味があるからこういうふうは何パーセントで織り交ぜようというようなことはございませんが、私どもの調査機能を有効に活用する意味では小さいもの、大きいものそれぞれ挙げながら、それぞれの次元での改善を図っていくのは有意義かなと感じております。

雇用、在外、職員の3件御指摘になりましたが、この点おっしゃるとおり無駄遣いかそういったことについての指摘でございます。先ほど来、私、ちょっとこういう表を使っておりますが、会計検査院さんも対比されたんでそこを申しますと、そこは会計監査という形からの無駄のチェックになりますから。私どものほうはどちらかというと業務監査ということになります。従いまして、どちらかという、それぞれの部門においてシステム、体制がリダンダントというか重複がないかというような行革の視点をメインにここで取り組んでいるというふうにお考えいただければと思います。

調整はあるかということとございますが、調整というふうに予め談合的な意味ではないのですけれども、関係機関との情報交換は定期的に行いながら現場における調査負担が無駄にならないように取り組むような努力はしておるところでございます。相談についての扱いでございますけれども、おっしゃるとおりでございます。私ども相談を端に発した問題意識というのは、それぞれに活用させていただいております。例えば道路上の構造物についてよく国民から相談が来ます。この電柱が邪魔じゃないかとか、困ったなというような、ポストが邪魔だとか、そういうような話もございます。あるいは使いにくい。そういうような問題については個別の相談の対応という形で個別に解決するということをまずいたします。しかし、その中で例えばバリアフリー社会への取り組みというような問題意識で行政施策がどうなっているかというような調査もさせていただくと。そういう形で相談を評価局調査に生かさせていただくという努力を重ねているところでございます。以上

でございます。

(戸塚官房長) では土居先生。

(土居) 今の行政評価の調査に関する議論で質問をさせていただきたいと思います。調査対象の選定については、明文化された基準は設けておられないということなんですけれども、私はいろいろ拝見させていただいているとある程度分類できるということを考えると、予め事前に選定基準の原則というようなものを定めて、それを基に今年度はこういうものを選びましたというふうな形で国民に選定した調査対象を示すというほうが、御省がやっておられる政策評価ないしは調査の方向性、ないしは何を調査の最終的な目的としているのかというところを示しやすいというふうに思うのですがその点についてどのようにお考えでしょうかというのが1点。

それから、もう1点は、各府省が政策評価をしていて、それを客観性担保評価活動ということもこれまたやっておられるということなんです。そうすると、各府省でやっている政策評価の高度化というものをどのように御省として促しておられるのかということ、それが調査対象の選定ないしは調査結果あるいはフォローアップを通じてどのように意識的に各府省に、政策評価の高度化を促すような貢献をしておられるのかというところをお伺いしたい。

(戸塚官房長) 恐縮でございますが、時間の関係で先生方におかれましては御議論を聞きながらコメントシートに記載を適宜はじめていただければと思います。コメントシートにつきましては13時半過ぎ頃には事務局のものが伺って回収させていただきます。とりまとめ役の北大路先生にお渡しいただきますので、議事の進行のほうに御協力いただきたいと存じます。大変恐縮です。

(説明者) お答えいたします。先生からその問題意識を私も伺いますと、そういうところもあるなというふうに感ずるわけでございます。ただ、テーマ設定の基準については先ほどもお答えしましたとおり明文中で定めたものは今のところない。これはかつての行政監察時代から新しい取り組みをどんどんやってきたということから、評価の視点、監視の視点というのは古典的にしないで、どんどん挑戦していこうとであった、その経緯であったと思っておりますその点は今後も生かしておくべきではないかと思う点もございます。

その上で今テーマを見ると分類できるじゃないか、だったら整理していくべきじゃないかというお話がございます。私どもの実務を若干説明させていただきますと、まず私ども担当がございます。スタッフを設けております。各府省を担当しております。各府省の担当

がそれぞれ各府省の政策を扱えるかどうかにかかわらず、一応毎年見えています。網羅するということがまず大事だと思っております。そこからどうやって絞り込むかの原則なんです。

ここが恐らく結局抽象化すると重要性と必要性の問題になってくるところで、その重要性と必要性の視点をどういうふうに原則で考えるかということなんですが、言葉にすれば原則のように聞こえるんですが、どういうふうに評価するかという問題はまたあるかと思いますが、例えば国会で議論されている、それから施政方針演説に盛り込まれている、それから経済再生諮問会議などのいわゆる政府政策重要会議というのがございます、そこで議論されているテーマに関係がある、あるいはマスコミで大きく取り上げられつつある、あるいは先ほど石堂先生からもありました正に草の根の行政相談の問題がある。それぞれの5つのことについて、実は先ほど網羅した政策についてアプローチがないかということを一生涯懸命探すわけです。その上で今度は私どもの調査が必要かという議論ですね。あるいは合理的かということ。

つまり、先ほども申しましたとおり業務監査としてやることで実地の調査をするということですが、実は中央で理論的な分析を重ねた結果、いい改革がすぐ打てるものもあれば、そうやってやったものの現場の実情を踏まえたほうがいいよう問題もあろうかと思えます。そういう形で現場の問題、そういったものを整理していく過程がございまして。ここでテーマがまず絞られていく。私どもの行政評価局が担当部署だから、この点は若干目をつぶろうなんていうことを考えなくていいわけですね。政策を推進する直接の担当者ではないですから。そういう視点が生かせないかということでチェックをいたします。

そうやってテーマを絞っていった結果大体年間20、30程度の候補が上がってまいります。これを今度はいつやるかという議論で行政評価等プログラムというのを毎年4月に発表させていただいております、その4月に具体的にテーマ、まず今年着手するもの、来年、再来年の候補となるもの、というのを上げさせていただいております。これを今年着手するものは調査計画から何かすぐやらなければいけません、来年、再来年のものについては検討を更に進めるということでどんなことに関心を持っているかというのをプレゼンするように努力しているところでございます。

そういった形で今の評価局が取り組んでいる課題についてプレゼンをしていく取り組みをしているのでございますが、土居先生の御指摘はまさにその部分が不十分ということ。もっと分かりやすくできないかということにつながるような気がいたします。その点につ

いては誠にまだ力足らずでございましてそこを私どもも改善すべく努力したいと考えているところでございます。

それから、政策評価の高度化につきましては、これはお答えになるか分かりませんが、今回の資料の別紙2に付けさせていただきましたけれども、この各府省の政策評価で元々政策評価というのが我が国では各省庁がやっていたものを法律でどっと導入することにした。しかも政策についてその次元とか度合いとか性格とか区別せずに一律に導入すると決めて取り組んだわけです。その結果として各府省ごとに真摯に取り組んでいらっしゃると思いますが、ばらつきがあるわけです。それをまず統一するということがこの10年間のフェーズの仕事だったと思います。ここまでは私どもの実績についての総括だと思えます。

今後そういったものについてどうするかということですが、私どもの手法としてはそういった担当府省と相談して申し合わせながらガイドラインという形でみんなこれでやっついこうという形を作っていく。それが成果物として上がっているのがこの別紙2でございます。今まさに重要なのはこの様々な分野、特に経済財政諮問会議等で大臣の御指示もございましてやっている件としては国民に分かりやすく使いやすい、それから政策検討部門において使いやすいということでは何が大事かということで、この別紙2でいきますと、○の1つ目の小さなポチの2つ。すなわち標準様式の導入、それから事業番号の共通化という形で、ここの事業レビューでも使いやすくするという作業を昨年やりました。更に連携確保等の体制も整備してこれは今年2年目になりますので、定着を図っていくべく我々は働きかけていくんだらうと思えます。

次に、4番目と5番目で標準化と重点化ということ。これは昨年末によりやく申合せができました。これは実際に実現するのは今年度の政策評価以降でございまして。これがやってみて更にそれをどういうふうを活用するものに高めていくのかこの作業を着実に進めていく、これが私どもの使命かと考えております。以上でございまして。

(土居) どうもありがとうございました。別紙2のところでもう少し深めたいと思えますけれども、行政事業レビューとの連携ということで、当然、初年度の取組ということですから、いきなり完成度の高いものになるというわけではないということはある程度承知した上で、重要な第一歩であったと思えます。

更にこれからこの連携を深めていくには、行政事業レビューの中でも言われていますし、行政改革推進会議の中でもかなり強く意識されているのは、PDCAサイクルをどういうふうに戻していくのかということなんですね。今のところ、まだこの別紙2の中にはPD

CAサイクルを意識したような文言が見受けられないというふうに思います。何か予定と
いうか、まだ必ずしも着手済みでなくても構わないのですけれども、政策評価と行政事業
レビューの連携をPDCAサイクルにどういうふうに乗せていくかというところについて
何か今アイデアがあればお聞かせいただければと。

(戸塚官房長) それでは簡潔にお願いします。

(説明者) 今現在は標準様式を導入していきますのでPDCAサイクルですと、今度目
標の設定の仕方の問題に着目して行って貢献していくのが筋かなというふうに考えており
ます。

(戸塚官房長) 石田先生どうぞ。

(石田) この政策評価推進についてお伺いしたいのですが、もし理想形を100点満点
としたときに、皆さんの今の政策評価制度自体、推進、質の向上というのも図られていら
っしゃいますが、何点ぐらいというふうにお付けになれますか。

(戸塚官房長) 時間がないので、簡潔にお願いします。

(石田) そうですか。すみません。そうしましたら、実は私は政策評価については外か
らいろいろ見させていただいて、本当に機能しているのだろうかという危惧を持っていま
す。そう言いますのは、今回のレビューシートの備考のところにも行政評価・監視を抜本
的に機能強化しなさいという事業仕分けの判定を受けて、「行政評価機能の抜本的強化方
策」というのを22年4月に出されていて、そこでアウトカムに着目するというを既
に述べられていますね。22年ですと4年ぐらい前ということですね。

さらに、今回、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」をお作りになられ
て、今回のレビューシートの別紙2のところでは行政事業レビューシートと共通化するよと。
事前分析表と評価書に標準様式を導入するとなっています。しかしながら、実際に今回事
業レビューシート、他の府省さんのも見させていただきましたが、アウトカムに着目した
目標設定が実際なかなかなされてらっしゃらないですよ。それも御事情を伺うと、「それ
は達成が困難なので書けません。」というようなお答えもいくつかいただきました。

目標設定ってそういうものじゃないと思うんですよね。難しいけれど手を挙げてチャレ
ンジしていくというようなことなのに、そうならないということは今までのそちら様
の政策評価の質の向上、推進で、研修とかもおやりになっていらっしゃるけれど、実はそ
れが浸透していないのではないかと。更に実際の政策評価も評価疲れが起きているのでは
ないかと。本当は効率的、効果的な行政の実現を目指しているんだけれども、膨大な資料の作

成と調整に追われて、目的が政策評価の報告書を作ることになっていやしないかというふうに思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

(戸塚官房長) すみません、進め方の確認をさせていただきます。とりあえずこの時点でシートをお書きいただきまして、いったん先生のところにお集めして整理していただきますが、議論はそのまま続けさせていただきます。北大路先生にまとめていただいたものをまた説明していただきますので、その後の議論の中で何か付け加えるものがあればまた言っていただく機会があるかと思っておりますので、そんなことで進めさせていただきます。

(説明者) すごく難しい問題だと思います。評価疲れということは、よく言われるんですけどもその評価が目的化してはいけません。これはそのとおりでございます。ですから評価を目的化するようなことにならないよう今回も評価の重点化ということを図って毎年毎年、その事業が3年ぐらいで設計されているのに毎年毎年評価をやることないじゃないですか。重点をもってやってください。そのかわり重点の時点でのその目標の作り方のことについてちゃんと見直しましょうよというような取り組みをして、質を深掘りをしていくという取り組みをしていこうとしているんですね。

そういう点で今の問題、評価疲れとかそういった点についてはある程度の改善が図られるかと思っております。問題はそうは言いながらアウトカム指標というのが標榜しておってそれができていない理由が、それができないから、難しいからですという、そのお答えの部分については、その担当者がどういうつもりでお答えになったかは私は承知しておりませんが、それは石田先生のおっしゃるとおりです。そういうことがないように私どもも研修のときには説明をして相手に浸透しておって、恐らく研修を受けた方がそういうようなお答えの仕方はたぶんしにくくなっているんだと思います。

ただ、それは御本人の回答の次第でございますけれどもね。そこで問題はどの程度政策評価の推進の効果が上がっているかについてどう見るか、あるいは最初言いかけられた、何点と考えるかという点でございます。政策評価を推進する側から僭越にも各府省の政策評価の行為を何点というのはどうかと思っておりますが、政策評価法の理念に照らしてみても十分に満足できる状況であるかどうかという点で言えばそれは、まだそこまで胸を張るべきではないのではないかというふうに考えます。

ですから、今の段階でできることは、できることをやってもらって進めていくんだらうと思います。それは今の段階ではできることをやったからと言ってそれが満点だということにはならないし、一方おっしゃるように、それが目的化するべきではありませんからそ

の必要に応じて段々その手段なり何なりを精錬と言うかソフティスケートしていくということが必要だと思いますし、私どもはそういうことを作業しているんだと思います。

それで結果的に何が起きているかですが、少なくとも私ども政策評価書などを見ておきますと点検したものなどでいきますと、当初から指摘すべき案件がないような政策評価書はあるジャンルについてはありますが、増えているということが実証できる状況であります。相対的に申し上げれば各府省が自らの政策評価をして、事前若しくは事後に。そして自らの政策について説明の努力をすることが当たり前になってきているということ、これは大変重要な効果ではなかったかなと思っております。

(石田) ありがとうございます。今回、私が個人的に残念だなと思いましたが、こちらの事業のレビューシートにもっと挑戦的なアウトカムの数値目標をいただきましたかということですか。そうであればさすが「範を示す」ということになったと思います。難しいからできないではなくて難しいからこそ評価担当専門の部署ですから、やっていただきかったというふうに思いました。次回以降ぜひ見せていただければと思います。よろしくをお願いします。

(戸塚官房長) では有川先生。

(有川) 3点ほどちょっとお話を伺いたいですけれども、1点は先ほどの冒頭の説明の最後にお話がありました勧告のフォローアップについて更に改善を進めるというお話だったんですけれども、従来の半年、それから1年半のサイクルに更に回数を増やすという方向性、それも一つの改善の方向だと思うのですが、勧告の内容やそれに対する改善が段々複雑になってきていることを考えると勧告内容によっては半年と1年半というスパンをまた回数を増やすことなく、スパンを見直すというやり方でフォローアップを効果的にするというものもあるのではないかと思います。そこのお話を伺いたいのが1点です。2点目は各省庁の政策評価と行政事業レビューのいろいろと話しを聞いていると同じ担当課、会計課の中にあるセクションの内部監査とのリンクが余り図られてないなという感じが受けるんですけれどもこの行政評価局の立場から各省庁の内部監査をどういうふうにご利用し連携しているか、あるいはこれからしていく必要があるかその辺を2点目として伺いたい。

3点目は事前勉強会のときに何度もお話したので簡単にお答えいただければと思うのですが、行政事業レビューと政策評価との連携のためには行政事業レビューも非常に弾力的で効果的な内容を持っているとは思いますが、法制度化されていませんので法的安定性

が必ずしも十分でないという弱点があるかと思います。今回は行政事業レビューサイドから政策評価、あるいは行政評価のレビューをさせていただいていますが、逆に行政事業レビューのほうの評価を行政評価サイドのほうからやっていただくことも可能なかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

(説明者) 1点目のフォローアップの改善の点で、回数を増やすのではなくてスパンをという議論でございます。そもそも、フォローアップというのは私ども勧告したものについて総務大臣が報告を求められることができるという規定に基づいてやっています。これ2回というルールはどこにもないわけです。ましてや6か月、1年半後ということも対外的なルールではありません。私どもの事務的な標準的な仕事の仕方としてそういうことを定めているのにすぎないわけです。そこで、スパンを延ばしたほうがいいものについては、そういうことを考えることは当然やることになっております。

先ほどちょっと御紹介したものににつきましては、当初はこの程度で済むかと思ったのですがその後の事情もあったのでという変化が3回目ということもやると。先だっけの勉強会でも御説明いたしました、昨今の行政は複雑化しておると。地方自治体を利用したり、民間の活力を生かしたりということになると行政がやるのは指導まで。そうしてみると指導の先の実際の改善が得られたかという調査が必要なものもございまして。そういったことから3回目というようなことが出てくることもあろうかと考えております。

また、今日御説明した中で別紙1のところに最初に、冒頭か何か外国人の観光の政策評価の2回目のフォローアップというのがございます。この2回目のフォローアップをした成果を踏まえて再調査ということもやっていきたいと考えている次第でございます。

政策評価とレビューと省庁の内部監査との連携の議論でございますが、内部監査の活動について外に出ているもの、我々が活用できるものについては生かさせていただいているという現状であろうかと思いますが、制度化されたものがあつたということではないだろうと思います。私どもの調査権の中で引っかかってくるという形でその場で活用させていただくということかと思っております。

第3点目の行政事業レビューとの連携の話で評価局調査の機能からどうかということでございますが、現時点において事業レビューのことで政府として取り組んでいるものが正に成果を上げていらっしゃる時点において評価局調査のほうで特に調査というようなことは考え難いかなとは思いますが、いずれにせよ私どもとしてみれば評価局は現時点でやっている機能を行政事業レビューのほうでも活用できるようなものにしていくということで

取り組むのが現時点において私どもの任に与えられていることであろうと思っております。以上で終わります。

(戸塚官房長) ご意見ございましたらどうぞ。

(須藤) 僕も内閣官房の電子政府評価委員会の座長とかやってきて、だいたい各省庁をお願いしてきたところなんですけれども、P D C Aサイクルを回すというのは大体政府全体、あるいは法人等でも方向性ができていると思うんですけれども、石田先生がおっしゃるように評価するほう、されるほうで、評価されるほうが更に政策遂行の政府部局から更に民間とか法人とかに投げられるんですけれども、そのときに相当この枠組みを踏まえて担当部局、担当行政組織はチェックを相当かけられるようになったと思います。私も自宅研究とかいっぱいしてそう思います。

ただし、そのときに民間とか、法人、大学も法人の一つですけれども、遂行するときに文書形式と数ヶ月に1回くらいのチェック、どんどん受けますので、結構その作業に追われることは確かで、どうしたらいいかと現場から考えると最初からそういう枠で行政サイドからそういうデータを元にし、報告をする人員、ある意味ではノンルーティンな作業でできる能力がある人材をきちんと持っていて、そのための人件費も付けてもいいよというふうな体制にしないと、結局書類作りに我々研究何かやっている人間からすると研究者から書類作りにほとんど追われてしまうわけですね。実際に現場で作業する人は助教とかになってしまうわけです。

それを克服しなきゃいけないので制度的、人件費等の保証をする、あるいはノルマにするとかいうふうにすると同時に、評価当局と事業遂行団体のデータ管理の人の対話をして軌道修正すべきだとかっていうことはダイレクトに伝えていけば本当の意味のP D C Aサイクルが回せると思うんです。1年とか2年経った段階でこれおかしいじゃないと言われても、もう手遅れになっている場合がありますから。そういう細かな工夫と言いますか、財政的あるいは人員配置とかってことも考えていただければ本当に上手く回せるのかなとは思いますが。そこら辺の突っ込んだ改革案とか示していただければありがたいというのが現場から、いろいろな1億円以上くらいのプロジェクトやっていると思うところです。もしコメントをされるのであればコメントしていただきたいと思いますが、コメントはなくても結構です。

(説明者) 須藤先生の問題意識は私どもと共有していると思います。ただ、どこで取り組んでいいか。政策評価自身を実際にやっている省ではないので、調査研究も千差万別、

文系的なものもあれば、理系的なものもある。そういう分け方自体が問題だという言い方もある。そういう中で、そういう問題意識を常に持って改善していく努力を私どもなりにその立場で考えていきたいということだと思います。

(戸塚官房長) 皆様のコメントをまとめていただいておりますが、まだ御意見ございましたら。

(土居) 時間ありますか。

(戸塚官房長) どうぞ。

(土居) これは事前勉強会のときも申し上げたところですが、先ほど来議論になっているフォローアップのところ、フォローアップをすることは重要ではありません。レビューシートの1ページに書かれている成果目標のところ、フォローアップ実績を書かれています。フォローアップをすることで、どういうふうに各府省に改善を求められるかということは、確かに求められるに越したことはないけれども、必ずしも改善を求めるといふことがフォローアップの目的ではないと。むしろ、そこから極端に言えば新規事業でその知見を生かして改善に役立ててもらえれば、今オンゴーイングでやっている事業で直ちに改善できなければ駄目だというわけではないというような場合もあるかもしれない。

そういうようなことを考えるとフォローアップの目的と、ここのレビューシートで成果目標に挙げているものの連関をはっきりさせないと。単にここの数値が上がればそれでいいというわけではないとすると、必ずしも数値が上がればそれでいいというわけではないものを目標値に掲げているということになると、何のために一生懸命頑張っているんだということにもなりかねない。

成果目標・アウトカムは、その目標をより良く達成できて、それが当然二次的な効果も含めて政策遂行の上でより良いパフォーマンスになるということの代理変数となるようなものをここに持って来ないといけないわけですが、今後フォローアップのあり方とここでの成果目標の立て方との間の見直しというものは何か考えられるでしょうか。

(説明者) このフォローアップの成果目標がレビューシートを作った年以来ずっとこれを掲げてきた。その時点での数字自体も作り方がおかしいというような有識者の御見解もあって改善してきたわけでございます。これ自体、私ども正にその土居先生のおっしゃる点が重要だと思っております、この数字をあげることだけでは駄目なんだと思います。ですから他の数字でどんなものが作れるかということも考えていくべきだと思っております。

す。

ただ、この成果目標であるフォローアップという作業の目標数値を一応常に我々指標として捉えて行く必要は依然としてあります。それはなぜかと申しますと、現実問題、勧告すると勧告のとおりですぐ相手が動いてくれるわけではありません。相手も真面目に動いていてもそう簡単ではない。そういう中で現に動いている行政を改善させる中で一種のスケジュール管理によって前に進めていくという、変な表現ですが圧力というかプレッシャーというかそういう作業がフォローアップにはあるのです。

それは我々の調査とか評価監視とか様々な段階のステップにおける活動においてフォローアップでどういうふうにしていこうかというところ。難しいところも含めてどうやって押さえていこうかというところの考察にも役立ち、それぞれの行動の最終的なアウトカムとして一つやっぱり重要な筋だと思しますのでこれ自身はまだ見ていく必要があるのかなと。ただそれだけに、その数だけを見ていくと、おっしゃるように、先ほどおっしゃった新しい政策に転換するというのはフォローアップの場合には措置の方向で処理することが多いんですね。

だから、その新しい方向、いずれにしても勧告を受けた側が説明責任を国民に対して、勧告を受けた以上、どういうふう考えたかということを実行していくことを促すという作業だと思っていますから、それをちゃんとやってもらうということは大事だと思うのですが、今度は安易に措置済み措置済みというものが上がるばかり所見に上げるということでは困るわけでございまして、そこを今度は勧告あるいは調査、分析の段階でどういうふうな指標を持って目標に掲げて行くか、こういうことをちょっと考えたいとは感じております。

(戸塚官房長) それでは時間になりましたので、とりまとめ役の北大路先生のほうから先生方に記載いただいたコメントシートから代表的なものの御紹介、それから票数の分布、評価結果及びとりまとめのコメント案を御説明願います。よろしくお願いたします。

(北大路) 代表的なものの御意見ということですが、1つには行政評価局調査に関するもの、そしてフォローアップに関するもの、そして行政評価、政策評価全般に関するものというようなコメントをいただいております。

まずは行政評価局調査なんですけど、対象の選定法が不透明で、選定のねらいも不明なものということで、もう1人のコメントではちょっと長いので抜粋しますが、中央省庁の感覚で国民の関心から遊離したテーマを選定されるかもしれないというようなことで、より

国民の声を反映するようなテーマづくりのため、例えば行政相談に乗せられる国民の声に基づいた選定というのと、また評価局調査の対象の選定プロセス、選定理由を明示すべきだというような改善についてのコメント。それからフォローアップ調査に関しては、勧告のフォローアップについてもっと工夫が必要であると、改善の方向は見られるが半年、1年というサイクル、勧告の内容によって弾力的に運用すべきであると。それから各府省の内部監査の活用ということが必要。

一方、政策評価全般に関するコメントもいただいております。まず各評価対象に対してKPIですね、キー・パフォーマンス・インディケーターです。評価のためのKPIを策定して運営すべきであると。PDCAサイクルを適切に構築するというためにはこれが必要だという考え方もあります。そして、そのためには各事業推進運営組織に評価資料に基づくデータ管理も必要。そのためには人件費等の確保も必要であると同時に評価責任部局と事業部局の対話を制度化するという御意見でございます。

一方で、政策評価に関して評価疲れがあるように日ごろから感じていると。効率的効果的な行政の実現が目的であるにも関わらず膨大な資料の作成、調整作業に疲弊し、報告書を作ることが目的になっていないかどうか。これに対して改善の方向としては、評価が目的としないように、コスト、動力、成果が見合うそういう評価にすべきであるという御意見であります。

票なんですけど、4つの評価の中で廃止はおいでになりません。ゼロです。事業全体の抜本的な改善がお2人。次の事業内容の一部改善が4名。そして現状どおりはおいでになりません。2票と4表です。これに関する相互的なとりまとめの中身なんですけど、とりまとめの先生方にいただいたとおり2種類、事業の課題の問題点、当該選択の理由と根拠、そしてもう1つそれに値する改善の手法、事業見直しの方向性ということでとりまとめることになっております。

そのとりまとめ案なんですけれども、簡単に口頭で御説明しまして先生方の御意見をいただきたいと思います。今御紹介したようになかなか重要だと思われる御指摘が3点ございましたので、3項目について。

最初の2つは行政評価局調査のことで、評価局調査の対象事業選定法が不透明で対象のねらいも不明であるという点を1つの課題にしたいというふうに思っています。それに対して、改善の手法としては評価局調査の対象の選定プロセスと選定理由を明示していくということを改善方法として提案させていただければと思いました。

2つ目ですが、調査結果に基づく改善についてしっかりとフォローができているのかということがありました。行政評価局調査の調査結果に基づく改善プロセス、改善状況について十分な公表を行うこと、そして改善プロセスについて工夫をすることというように提案したいと思います。

3番目に政策評価全般に関してなんですが、政策評価という活動の費用対効果に疑問がある。膨大な資料作りに追われているわりに効果が出ていないのではないかという御指摘を示して、費用対効果の高い政策評価のための仕組みづくり、仕組みの再構築と体制づくりが必要であるというふうにまとめてみたんですが、先生方どうでしょう。

(土居) よろしいですか。ありがとうございます。基本的には賛成ですが、2点改めていただきたいところがあります。1点目は調査対象の選定に関しては不透明だという御指摘はまさにそのとおりだと思いますが、選定基準の明文化ということを文言に入れていただきたいと思います。

それから、2点目は行政事業レビューとの関係も議論したと思っておるのですが、何も触れられていないというのは大変問題があると思っておきまして、行政評価と行政事業レビューの連携を、PDCAサイクルを意識して、更に強化するという言葉を入れていただければと思います。

(北大路) 今の1点目に関しては、3項目のうちの最初に明文化をすべきだというふうに入れさせていただくということ。それからもう1点の御指摘については3項目の政策評価の改善の中で政策評価と事業レビューの連携を強化すべきだというそういう文言でしょうか。

(土居) はい。

(北大路) ありがとうございます。その他に何か御意見があればよろしく願いいたします。言うのを忘れていましたが、先ほどいただいた評価結果が全体的な抜本的な改善が2人。そして一部改善が4名と、これは基本的に過半数がその結果でとおるというルールを内閣のほうからいただいておりますので全体としては本件の評価結果を事業内容の一部改善としたいというふうに思っています。

(戸塚官房長) それでは、どうもありがとうございました。それでは1件目の案件に係る議論を終えたいと思います。なお2件目の案件に係る議論につきましてはこのあと2時10分ごろから開始したいと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(2) 定住自立圏構想推進費

(戸塚官房長) それでは引き続きまして本日2件目の案件に入ります。最初に定住自立圏構想推進費につきまして担当部局から資料に沿いまして5分以内で説明をお願いいたします。

(説明者) 地域自立応援課長の佐藤でございます。私からは定住自立圏構想推進費について御説明を申し上げます。失礼して座らせていただきます。

まず、御手元の行政事業レビューシートでございます。事業名は定住自立圏構想推進費、事業は平成21年度からでございます。事業の目的としましては地方圏から三大都市圏の人口流出を食い止める、それから地方圏への人の流れを創出すると、こういうことを目的といたしまして中心市とその近隣の市町村が相互に役割分担をして圏域全体で必要な生活機能を確認する。この定住自立圏構想を推進しまして地方圏における定住の受皿を形成するというところでございます。

事業の概要としましては、定住自立圏の取組の充実・深化を図るために分野横断的な取組について支援するという委託調査事業を実施いたしまして全国の他の定住自立圏のモデルとなるような先進事例を構築するというところでございます。

予算額としましては記載のとおりでありまして、23年度、24年度、25年度と1億1千万、1億2千400万、1億5千800万、26年度につきましては地方振興対策調査費等の事務費を中心としまして1千700万円という形に縮減をしております。

それから、成果目標及び成果実績(アウトカム)です。大きな目標といたしまして、日本全体での話ではありますが、総人口に対する地方圏の人口割合を5年に1度実施される国勢調査の結果に基づきまして22年度を基準に比較をして次回の27年度の国勢調査の結果で22年度並みを維持するということが目標としております。それからもう1つ。これは定住自立圏の中の話になりますが、定住自立圏における人口増減率を、これも国勢調査の結果の比較で地方圏における人口増減率を超えるという目標を掲げさせていただいております。

それから、アウトプットとしましては定住自立圏の圏域数、記載のとおりでございますが、26年度活動見込み85圏域というものを目指しております。当たりコストについて算出困難なため未記載でございます。

以下、レビューシートには国費投入の必要性、これは昨年の骨太方針にもこの構想を強

力に進めていくということが盛り込まれておりますので、それも受けまして推進していく必要性は一層高まっているというふうに認識をしております。また事業の効率性についても外部有識者による評価等も踏まえてしっかり担当するように取り組んでおります。事業の有効性についてはこれまでの定住自立圏構想の取組は着実に進捗をきておるということで有効性あるものと考えてございます。

以下、時間も限られておりますので簡単に参考資料で御説明申し上げたいと思います。定住自立圏構想の推進の基本的な考え方は圏域全体として必要な生活機能を確保する、定住自立圏、これを中心市と近隣市町村で相互に役割分担をして進めて定住の受皿を形成するというところでございます。その中心市の要件についてはこの1ページの中段に記載のとおりでございます。人口5万人程度以上、昼夜間人口比率1以上、原則3大都市圏外ということございまして、これが近隣の市町村と1対1で議会の議決を経て形成協定を締結する。そして共生ビジョンというものを定めて具体的な取組を進めることでございます。

定住自立圏取組市町村に対する支援は特別交付税等、左の下の欄に記載のとおり。取組状況については順次団体数が増加しておりますが、右下に記載のとおり。2ページに全国の中心市宣言の状況、また共生ビジョンの締結の状況の図を付けております。それから3ページにこれは初めてお示しするものでありますが、全国の中心市となりうる市の中で宣言済みの中心市とそれからまだ未取組である中心市と記載しておりますが、これについて地方中枢拠点都市となりうる市については四角囲みをさせていただいておるところでございます。

少し資料を飛ばさせていただきまして、これは土居先生から先般御意見がございました、いちばん最後のところの参考の2「定住自立圏の取組に係る特別交付税措置額」ということで過去の推移をお示ししています。23年度49億円、24年度61億円、25年度68億円ございまして、措置対象団体数はここに記載のとおり、25年度でいきますと中心市が79団体、近隣市町村が236団体という状況でございます。

ちょうど5分でございますので、私からは以上とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(戸塚官房長) それでは引き続きまして、事務局から本議事を取り上げた視点と議論すべき論点について説明いたします。

(安藤会計課長) 視点でございます。定住自立圏構想につきましては、平成25年度に構想のあり方についての研究会を開催したということでございます。より効果的な定住自

立圏構想の推進という観点から更に公開の場で外部の視点から勉強を受けたいということ
でございます。

論点といたしましては、地方圏における定住の受皿の形成という政策目的と成果指標が
上手くマッチングできているのかとか、あるいはこれまでもいろいろ実施しておりますけ
れども、これまで実施していた事業をどのように今後の政策につなげていくのかと、そう
いった点で御議論いただきたいというふうに考えております。

(戸塚官房長) それでは、これから2時55分ごろまで御議論いただきたいと思います。

(北大路) 参考資料の3ページの表を説明していただきましたけれども、この中心市に
なりうるのにまだ宣言をしていないという団体がいくつかあります。そのうち今年から出
た枠組み、地方中枢拠点都市として、たしか人口20万以上ですよ。それに該当しない
というのがまだたくさん中心市として宣言をしていないわけです。これは宣言をしないと
いうか、取組を行っていないことに関する何か調査、情報をお持ちでしょうか。

なぜ興味を持たないのか。何かもう既にニーズがなくなっているのではないかというよ
うな気がしないでもない。なぜかなりたくさん取組を行っていない、しかも今年からで
きた中枢拠点都市には該当しない都市がたくさんあるのか。これを果たしてこの都市を対
象に今後とも定住自立圏ということを進めていく必要があるのか。もう既に必要があつた
ところは手を挙げてしまっているのではないか。つまりそのニーズのないところが残って
いるのではないかという質問です。

(説明者) 先ほど資料の説明を少し端折りましてので、中心市の宣言の状況からまず御
説明いたします。中心市要件を満たす市は268ございます。その中で既に宣言をしたと
いうところが93、4あるわけでありまして。と言いますと、まだ175の要件を満たして
いる市が中心市の宣言をしていないのではないかということになるわけです。

そのうち今日四角囲みで示しました地方中枢拠点都市の要件を満たす市、基本的に人口
20万以上ということになります。こういったところが47団体ございまして、こうい
った市についてはこれまでの包括的な特別交付税措置が都市圏の規模に対して少し少ない
のではないかというような意見もいただいております。なかなか中心市になるというこ
とについてこれまで取組みが進んでいなかったということでございます。

そういった47の地方中枢拠点都市、これは新しい制度ができましたのでそちらのほう
の検討が進んでいるという話も聞いてございます。具体的な財政支援措置については来年
度からスタートするというところでありますので、その状況を今見極めようとしている段階

かと思えますけれども、47の団体については、そちらのほうの取組が進んでいるのではないかと考えております。

その47を除きますと175引く47なので、128団体が残ってまいります。こういった市についてなぜ取組まないのかということについて私どもとしましても、昨年一定のアンケートを行いました。その中で出てきました答えとして取組に結びつかない理由、1つは合併をした市であるということで、まずは平成の大合併で他の市町村と合併をしてその新合併市の圏域内での連携というものをしっかり作っていききたいと、その次の段階として今の市町村域の複数連携であります定住自立圏に取り組んでいききたいと、そういう意見も多く出ておりました。

ちなみに、残ります128の中心市の要件を満たす市のうち、平成11年度以降に合併を経た市は94団体ございます。残りの34は合併を経験していない市でありますけれども、128のうち94が合併を経たということで、まずは新しい合併市の区域内のまとまりをしっかりと作っていくということに専念をしたいというような意見が出てまいりました。

ということですので、合併から概ね10年が間もなく経過をしてまいります。こういったところもこれから合併後の市としてその周辺の近隣の市町村との取り組みに検討いただけるのではないかとこのように思っているところでございまして、決してニーズがないというようなことではないというふうに私の認識をしているところでございます。

(戸塚官房長) では石堂先生。

(石堂) 資料の中の地方中枢拠点都市ですか、新しい制度ができたというお話があったんですけどもこのレビューシートにある定住自立圏という考え方と今度新しくできたという地方中枢拠点都市というものはどんな関係があるのかなのか。

今の御説明を聞いていましたら、平成の大合併で合併した市町村が、この資料の中にもガバナンスという言葉が出てきますけれども、自分のところをまずまとめるのが最初ですとやっている。そうすると、平成の大合併から、ある意味では定住のための施策が進んでいたんだろうかという気もします。

そうすると、その合併、定住圏、そして今度の地方中枢拠点都市ですか、それらは施策として一貫しているのか、何か方向転換したのか、その前の施策に対する分析なり反省なりがあってこういうところを改善したのが、ここだというような御説明がされるのか、そこをちょっとお聞きしたい。

(説明者) 地方中枢拠点都市ですが、これは言ってみれば定住自立圏中心市の要件が人

口5万人程度以上ということで比較的地方の中小都市でも拠点性があれば中心市となり得るという形にしたものです。地方中枢拠点都市は全国で61市が該当するわけですが、政令指定都市、それから今回要件が改められて基本的に人口20万以上が中核市となり得ることとなりました。

ですから、これまでの定住自立圏は5万人程度以上、地方中枢拠点都市圏は20万人以上ということで、その中心となる拠点都市の規模が違うというのが大きな差異でございます。より地方の活性化を図るために相当の人口規模と中核性を備える中心都市について新たな制度としての地方中枢拠点都市圏を形成してもらおうということがあります。財政支援措置としましても先ほども若干申し上げましたが定住自立圏5万人以上よりも手厚い措置を講じることによりまして地方中枢拠点都市圏の形成に資するように考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、定住自立圏については、1つは合併になかなか取り組めなかったというところについて市町村、行政主体としては別の存在ではありますけれども別の主体同士で連携をしっかりとってくださいという、そういうことが第一の趣旨でございます。ただし平成の大合併を行ったところでも更に広域的な連携が必要であろうというところについてはもちろん定住自立圏構想の対象となり得るということがあります。

段階を踏んでいるということでもありますけれども、特に市町村合併と、定住自立圏構想というのは、そういう意味ではある程度役割分担をしながら、また合併を取り組んだところでも更に広域な連携を進めたいという場合にも定住自立圏を使えるようにということにしておりますので、その点の整合というものは取れているのかなというふうに思っているところです。

(石堂) ちょっと3点ほど確認させていただきたい。平成の大合併のときから人口の定住化と言いますか、そういう目的が合併にあったのかというのが1つ。

それからもう1つは、中枢拠点都市というのは20万以上で、今までは5万だという話ですけれども、これはそれぞれの都市圏域は、圏域として絶対ダブらない仕組みになっているんですかというのがもう1つです。

それから、5万だ20万だという話は分かりましたけれども、基本的にやることは一緒なのかと思ったんですけれども、最後の説明のほうで手厚くという言葉がありました。そのところは定住化構想とは別に今度の中核拠点都市については今までやらなかったこともやるんだということが含まれるのですか。これは質問ではないですが、何となく広域に

なればなるほど良いんだという思想が、ベースにあるのかないのかというのがちょっと。できればもう1個確認させていただきたい。

(説明者) まず市町村合併については、直接の所管ではございませんけれども地方自治体としての行政能力を強化して、限られた財源の中で行政サービスを充実していこうということで、これはもちろん地方、合併するのは地方だけではありませんけれども、地方部で市町村合併を進めるということは行政サービスの充実によって、地方における定住を進めていこうと、そういうことにつながるというふうに認識はしております。

それから、次の圏域にだぶりがいいのかということですが、だぶりは出てまいります。実際、2つの定住自立圏に参画しているような近隣市町村がございます。それは私も決して排除しておりません。例えば県境にあるような町で、同じ県内の少し小さい10万人程度の中心市の通勤圏にあるというようなことで、その圏域に入っている。それから県境を越えると実は県庁所在市が隣の県の県庁所在市の近くにあって、それは30万、20万規模であるということが中心市である定住自立圏域にも入っているというようなことがあります。だぶりというものは当然我々想定はしておりますし、排除していないということでございます。

それから、定住自立圏と地方中枢拠点都市でございますが、これは規模の違いというのがいちばん大きくて、定住自立圏でできなくて、地方中枢拠点都市圏でできるというのは中心市の規模の違いでそういったものが出来来る可能性はありますけれども、基本的にはそういう違いというものは排除しておりません。定住自立圏の大規模版というのが地方中枢拠点都市圏であり、そこに対する財政措置を充実するということは規模の問題が大きいというふうに御認識をいただければと思います。

それから、できるだけ広域であればいいのかどうかというお話ですが、これは社会経済情勢の変化、いわゆるモータリゼーションの普及などで時間、距離が短縮をしたということで従来の広域圏というものを少し広がりを持って考えていいのではないかとというのが、根本にはあります。ただそれは地域の個別の実情に応じて考えていただくべきものでありまして、必ずしも広がりをより持てば、大きくなればいいということではないかとは思いますが、その地域に置かれている実情に応じてできるだけ多くの自治体が連携することが望ましいというふうに考えています。

(戸塚官房長) すみません、御議論をいただきつつ、そろそろコメントシートへの記載をお願いいたします。コメントシートにつきましては、2時40分ごろを目処に事務局職

員から回収させていただきましてとりまとめ役の北大路先生にお渡しいたしますので、議事進行に御協力お願いいたします。それではどうぞ。

(石堂) 最後のほうで、結局、今回の中枢拠点都市圏のことというのは、いわば定住自立圏構想の大規模版であるという御説明がありました。我々は、行政事業レビューで定住自立圏構想推進費がいかかなものであるかということをお話し合おうとしているわけです。その拡大版をやるということは、定住自立圏構想は非常に良かったと、成果があったと、だからそのまま拡大して進めるんだという事を意味するんですかね。

(説明者) 定住自立圏では中心市の人口規模の上限というのを設けておりませんでしたので、御案内のように今回地方中枢拠点都市となり得る中心市、20万以上の市を排除しておりませんでした。ただ、20万以上のところの中心市宣言の状況というのは今日お示した資料にありますように、四角囲みで囲ってある市であります。正直申し上げて他の小規模な市に比べますとまだ余り中心市になっていないということもありまして、いろいろな比較的大きな規模の市のニーズも踏まえて今回地方中枢拠点都市というものを制度化をして、自治法に定める連携協約という条約のようなものでございますけれども、これを定めることによって財政措置も上乗せをしていこうと、そういう考えが出てきたものです。

定住自立圏は御案内のようにまだ中枢拠点都市の要件を満たさない比較的小規模の市でもいろんな事情があって合併を経た等の事情がいちばん大きいと思いますが、中心市にまだなっていないということもありますので、これは引き続き今回の御審査をいただいておりますモデル事業の成果をしっかりと全国に普及、普遍化することによって進めていきたいと思っています。

(戸塚官房長) では、土居先生どうぞ。

(土居) 今の話の続きなんですけれども、地方中枢拠点都市の要件を満たしている市が、定住自立圏構想でまだ中心市宣言していなくて、まずとりあえず中枢拠点都市のほうの取組を優先させる、定住自立圏の取組は後回しにするというような判断をするということに対しては、もちろんそれは市町村の自主性があるということなんですけれども、御省のお立場としてこういう状況があった場合、どういうふうに捉えられるでしょう。

(説明者) 先程から申し上げているのですが、地方中枢拠点都市というのは定住自立圏と全く別の取組をするものではなくて定住自立圏の大規模都市版というふうに理解いただければということですので、これまで取組をしてこなかったところでも自分の人口20万、30万という規模の財政事情に見合う支援措置がなされるということであれば今度は拠点

都市、言ってみれば定住の大型版ですけれども、これに取り組もうというのが出てきているのと、プライドの高い自治体が多いと思いますので、中枢拠点ということになりますとこれは自分たちの身の丈に合った仕組みではないかというふうな理解をされているというふうなことで今回、中枢拠点都市であれば積極的に取り組もうというふうなところがあるのではないかとというふうに情勢は、私のほうではそういうふうに認識しております。

(土居) そうすると、今でも少ない数ではありますがけれども、定住自立圏の中心市宣言のみしている市町村というのものもあるわけですね。これと地方中枢拠点都市になる資格があった場合になるということは同じなのか異なるのかということの違いはどうでしょう。

(説明者) 中心市宣言だけしているところで、今回自治法の改正があって地方中枢拠点都市というのができたので、そちらに乗り換えようと、乗り換えるというか更に上のステージの仕組みに乗ろうということであれば、それはそれで当然可能だというふうに思いますので、これまでは恐らく定住自立圏の中心市宣言をし、これから近隣の市町村と協定締結、ビジョンの策定を結ぶ準備をしてきたというのが地方中枢拠点都市になるという場合の準備とも当然それは全く重なるものだと思いますので、今までの準備行為を生かして地方中枢拠点都市として取り組んでいただくということになるのではないかと思います。決して手戻りが出てくるようなことはないというふうに思っております。

(土居) それで、あと2点ほどあって、まず1点目から先に質問させていただきたいんですけれども、そうすると、だんだん御説明いただいて、両者の性質がよく分かってきたんですけれども、定住自立圏を形成するためには近隣市町村にも働きかけをしないといけなくて、そのこの部分の取組が弱いと、しよせん中心市ないしは中枢拠点都市が単独で、その取組は何ら否定するものではありませんけれども、ここで議論になっているテーマからすると、単に中心市だけでなく周辺近隣市町村も自立圏の中に加わってもらい、ないし求心力を生かして集まってもらいと、圏域を作ってもらいという取組も併せてセットでやらないと、まず手を挙げてくださいという話だけでは、極端に言えば人口規模が満たされれば中枢拠点都市に名乗りを上げるということと余り変わらないということなんじゃないかと思っています。

それから、もう1点は特別交付税で財政措置をしているという話です。資料を追加でしていただきありがとうございます。平成25年では68億円出しておられるということですが、事前勉強会での御答えでは3月にこれを、特別交付税ですから、御出しになっておられるということなんですが、そのタイミングと言うのでしょうか、ないしはそ

の特別交付税で措置されるということでもって、この定住自立圏に属する市町村の受け止め方というか、ないしは予算の執行の仕方というところはどういうふうにお考えになっておられるのかというところが少し気になるところでして、端的に申しますと、4月、年度初めの段階から特別交付税がもらえるから、それを予め予算で歳入に立てておこうというふうに定住自立圏に属する市町村はお考えになっておられるのか、もちろん年度内ですからいつ何月に入るかは関係ないといえば関係ないのしょうけれども、特別交付税という制度の性格上、余り予めもらえるということを想定できないかもしれないというような面もあるのではないかと思います、その点をお伺いしたい。

(説明者) 土居先生は交付税制度については大変御詳しい先生でいらっしゃると思いますので多くは申し上げませんが、特別交付税、今回の定住自立圏構想の推進費というものについてはビジョンに掲げていただいた事業を実施する経費として使用したというものについて、特別交付税の算定の手続の中で調査を総務省の方でいたしましてそこで報告の上で上がってきた数字について、他の財政措置と重複していないかチェックはいたしますけれども、ビジョンに掲げた事業に使った費用で一般財源で措置をされているものについては措置をするというルールを作っておりますので、その点については受け手の自治体側からは特に問題があるというような指摘は受けておりません。

(戸塚官房長) どうぞ、石田先生。

(石田) 今回の事業レビューシートのアウトカムのところ、総人口に対する地方圏の人口割合というのは国勢調査を待たないとわからないということで空欄になっていますが、これだと定住自立圏構想、このモデル事業に取り組んだ自治体と、取り組んでいない自治体で人口の流出に歯止めがかかったのかどうか分からないので、成功したかどうかの分析ができないのではないかと思いますのでいかがでしょうか。更に成功したかどうか分からないのに中枢拠点都市ということでどんどん広げていかれようとしているのですが、そのことについてもお伺いしたい。

(説明者) この成果目標の設定については大変悩ましいところがございます。と言いますのも、今、石田先生から御指摘ありましたように今回レビューの対象となっておりますが、いわゆるモデル事業で実施した団体というのは限られている。その一方でやはり全国に波及をさせて定住自立圏域の定住の促進、それから日本の地方圏の人口の維持というものを掲げておりますので、まず最初に掲げた総人口に対する地方圏の人口割合というところはレビューの対象の事業からするとかなり先のところまで見通した形での目標設定にな

ってしまっているということですが、我々としては日本全体でこの取組を元に全国にモデル事業の事例が広まって、自分たちで工夫をして事業を考えてもらって、定住自立圏域の人口定住を促進しようということですので、日本全体で、まず総人口に対する地方圏の人口割合を22年度並みに27年度を維持するというのを掲げさせていただいたということです。

それでは余りにも大きすぎるということで、2点目としまして、定住自立圏域における人口増減率というものを地方圏全体の人口増減率よりも上回るようにしようと。定住自立圏構想に取り組んだということでもって他の地方圏よりは人口増減率は上にいったということを目指そうと考えておりました、このモデル事業を実施した団体だけに着目するということもあるのかもしれませんが、これはモデル事業で他の全国の定住自立圏域にそれを波及をさせるという事業の性格からして少し範囲が広い形での目標を掲げさせていただいたということでございます。正直石田先生の御指摘はよく理解できるところでありますけれども、やはり国の事業でございますので全国あるいは全国の定住自立圏域における数値目標というふうにさせていただいているというところです。

(戸塚官房長) すみません、そろそろコメントのシートができましたら回収させていただきますのでよろしくお願いします。引き続きどうぞ。

(石田) そうすると、定住自立圏構想の今回のモデル事業に手を挙げているところとそうでないところと人口の流出の差があるかどうかという分析がないままにどんどん先に進んでいくという理解で良いのでしょうか。

(説明者) 自立圏構想については、一定の期間をもってビジョンを作りまして実証していくと。これは基本的に5年間でございます。1年1年できちんと検証を評価しろという、そういう御意見もあるかとは思いますが、一定の期間、中期的な計画期間を経て効果が出たかどうかということを検証すべきではないかというふうに思っております、21年度からの取組でございまして、5年経ったわけでありまして、その一定の成果というものが出ているかどうか分からないのに地方中枢拠点都市というものを進めるのかというお話ですけれども、人口の数字が27年度まだ出てはいませんけれども着実な取組が進んでいるという評価もいただいているところがございますので、この時点で地方中枢拠点都市というものを進めさせていただきたいということでもあります。どうかよろしく願い申し上げます。

(土居) 事前勉強会でも申し上げたんですけれども、やはり住民基本台帳人口で途中経

過を見るということぐらいはやっぱりやったほうが良いんじゃないかと思うんですね。1年1年で一喜一憂してはいかんというのはあるんですけど。かといって途中経過も見ないで5年経ってからやっと結果が出ました、上手くいったところと上手くいかないところがありましたというのでは、余りにも政策のフィードバックが5年経たないと出てこないのは遅すぎるという感じがします。せめてある1年だけマイナスの人口増加率になったということだから駄目だとは言わないけれども、途中経過を見ながら、若干増えたり減ったりしながらも微増になっているとか、そういうようなことが分かるのであればそれでいいとは思いますが。私のコメントです。

(戸塚官房長) 有川先生。

(有川) 私も全く同じ意見です。トータルとしてその政策事業は効果が上がったかどうかとは別に政策事業を遂行していく過程で常に見直さなきゃいけないはずなんで、見直しの資料、あるいは測定のタイミングというのが非常に事業が終わったあとでもまだ測定できないというのは見直すタイミングが全く確保できないのではないかという問題意識は私も共通しています。

それから、冒頭、北大路先生から御指摘があった定住自立圏構想の形成取組数の伸びが鈍化してきたというのは私も事前勉強会で再三原因は何ですかとお伺いしたんですけども、今日初めてアンケートを取ったという話と、ほとんどが合併した団体だという御説明があったんですが、何のために2回事前勉強させてもらったのか分からないなという悲しい気持ちになりました。

それから、合併した自治体をこのあとどのように誘導して取り組んでいくのかというそのせっかく取ったアンケートの結果の改善策がちょっと分からないなというのがあります。

それからもう1つ。これも事前勉強会で再三お伺いしたんですが、ひょっとするとこちらのほうも新たな説明があるのかもしれませんが、委託調査事業、モデル事業ですので成功事例をいくつか見せるだけではなくてやった事業全体の状況の把握と成功した事例、失敗した事例のそれぞれの原因分析をしないと、それを他のところの自治体に展開していくことは不可能だと思いますので、その辺のところはどうなんでしょうか。やはり原因分析はしていないのでしょうか。それとも全体の伸びの鈍化と同じようにアンケート調査しているのでしょうか。

(説明者) アンケート結果を御報告していなかったことをこの場でお詫びします。何も見直しをしていないのではないかというのは、そこは今日お配りしています参考資料にも、

昨年7月に有識者により設置する今後のあり方に関する研究会というものを設けまして、そこで10圏域の現地調査も行いました。それから有識者の会合を5回行いましてこの3月に最終報告をまとめた。

その結果として、まず財政措置について充実をするべきであるということ、それからガバナンスという表現はいかがというご意見があるかと思えますけれども圏域内の市町村による定期的な意見交換の場の設定が必須であるということ。それからこれは我々に与えられた課題でありますけれども、定住自立圏における先進的な取組事例やノウハウを客観的な効果も交えて自治体に情報提供をしていくことと、既にこういう御意見をいただいております、この中には最近よく言われます失敗から学べということもございます。

上手くいっているところだけを示すのではなくて、失敗というか、上手くいっていないところについてもその要因を分析して示すということも有用だと思えますので、有川先生の御指摘、誠にごもっともだと思いますので、しっかりこれから研究していきたいというふうに思います。

(須藤) 1点申し上げます。基本的には定住自立圏構想のアウトプット、アウトカムが明確に出ているかどうかというのはなかなか難しいと思います。僕は今鳥取県と三重県のアドバイザーを知事に頼まれてやっているんですけども、特に鳥取県の場合は米子、境港を中心に定住自立圏構想に入っていると思うんですけども、内閣府の特区構想、あと経済産業省の支援を受けるとか、農水とか厚労省の地域包括ケアの構想をやるとかいろいろ政策ミックスで自治体は政策を組み合わせで動いているわけですね。そういうことを考慮して効果もかなり複雑なものになると思うんです。でマイナス効果のある分野もあると思うし、お互いに相乗効果でプラスに出て来る面もあると思います。

そういう可視化って言いますかね、僕は政策はだぶっていいと思います。自治体側の発想からすると。それを上手く使いこなして企画するのが自治体の能力ですから。それでいいと思います。ただ政策当局も自治体は自治体なりに各省庁の政策あるいは総務省の中でもテレコムやICT街づくりもあるし、自治行政のこういう政策もあるしということで見ているんだけど、中央省庁が上手くそこら辺が見えているかどうかというのが僕にはよく分からない。それはオプションとしていっぱい出すことはいいと思います。問題は政策担当者たちがお互いに各省庁の動きが全部は知らなくてもいいと思いますけれども大まかに把握できているかどうか重要だというふうに思います。質問としてはそういう努力をされているかどうかということです。

(説明者) 大変重要な御指摘だと思います。定住自立圏構想を始めましたときに、今日お配りしている資料の1ページの左下の市町村に対する支援のところで、いわゆる各省による支援策は総合的に対応していくんだよということで、各省にもお願いをいたしました。産業振興、教育分野など推進のための関係各省による事業の優先採択というところをお願いしているわけでありまして、具体的に我々としましては共生ビジョンが策定をされますとこれは総務省に提出をされます。

これは各省のほうに通知をしまして、ある圏域でこのようなビジョンを策定したので、各省の支援メニューの採択等はよろしくということをお願いしております、その辺のフォローがどこまでできているのかということについては、これは御指摘も踏まえてまた更に宿題とさせていただきたいと思っておりますけれども、各省連携というのは定住自立圏構想推進の1つのキーワードでございましたので、その点はしっかり取り組んでいきたいと思っています。

(石堂) 成果の確認がまだできてないじゃないかという御意見がたくさん出ましたけれども、その中の御説明の中で、成功した取組事例はたくさんあるというお話で、それがこの資料にも付いている各定住自立圏でこういうものがありましたよという事例だと思えますけれども、実際のところ過疎に悩む市町村というのは、これに手を挙げていようと挙げてまいと色々なことをやっていて、ゆるキャラで名を上げたところもありますけれども、みんな必死になって官と言わず民と言わず努力していると思うんですね。

今回挙げたものはたまたまこの施策に乗ったところで発生した事例を紹介しているということに過ぎないように私には思えて、やっぱりこういう事例があったから、この施策が成功しているんだと、そこまでは言えないんじゃないかなというふうに思えたのが1点。

それからもう1つ。先ほどから人口の増減で成果を示すことについていろんな御意見が出ているんですけれども人口をめぐる施策であるから、成果も人口の増減で見ようというのは一見当然のように思うんですけれども、実際その人口が増えるか減るかというのは非常に複雑な要因で動くと思いますので、5年後にそれを調べて増えたから、この施策の成果だったという手前味噌な分析をするのはあれかもしれませんけれども、それは最後まで言い切れないんじゃないかという気がしますね。では何をもってやればいいんだと言われても私も妙案はないんですけれども。そういう意味で人口の増減をこの成果指標に掲げること自体に本当は無理があるんじゃないかという気がするんですけれども。

(説明者) もう何回か同様の議論をさせていただいているんですけれども、まさにおっ

しゃるとおりだと思います。この取組だけで地方の定住促進を図れるとは、そこまで我々自信を持って考えているわけではありません。各省の施策もありますし、地方自らの自助努力によるものが相まって地方での定住を促進していくということだと思います。

ということで、人口そのものを目標に掲げるというのは、いささか無理があるのではないかと御指摘、これもごもっともだと思いますが、何しろいろんな手立ての1つとして、この市町村間の連携による行政サービスの強化ということで定住を進めて行こうということでもありますので一番最後の究極の目標としての人口の維持、減少防止ということは掲げさせていただいて、かつ定住自立圏域で見た場合に他の地方圏よりも減少率が少なかったというようなことで目標を設定して取り組んでいきたいと。

ちょっとかみ合っていないなというところは正直私どもも思っているところではありますが、それは大きな目標達成に向けての、小さいとは申し上げませんが1つの有効な取組として機能させていきたいというふうに考えますので、御理解いただければありがたいと思います。

(北大路) 勉強会のときに学んだかもしれないのですが、今年から包括的な財政措置という、特別交付税が4000万から8500万になったのは何が理由でしたっけ。

(説明者) これは直接的にはこれまで5年経過してくる中で各圏域の取組状況を現地調査も行いました。それから先ほどのアンケートというものも行いました。そこでの議論、研究会を設置して議論をした中でやはり特別交付税措置については特に規模の大きなところに配慮して上限を倍増すべきではないかという御意見が出たものですから、それを踏まえて財政措置の拡充をさせていただいたということでもあります。

(北大路) だいぶ大きくなったと思うんですけども、根拠は倍以上ですよ。その倍以上にする根拠は何かあったんですか。

(説明者) 圏域の大きさということでいきますと、当初想定していたのが中心市プラス近隣の3市町村程度のミックスかなというふうに想定していただいておりますが、実際に出てきた例では中心市プラス5程度の圏域が標準的なものとして出てきたということで、そうしますと中心市にかかるコストというものも大きくなってまいりますので、実際需要が増えるという意味ではそういった圏域の実際の状況、当初想定したものより大きなものが出てきたということで財政措置も上乘せすべきではないかということになった次第でございます。

(戸塚官房長) 石田先生。

(石田) 今のことに関連して、国の財政には限りがあるわけですよね。手を挙げて特別交付税をあげるといって、ずっといつまでも出し続けるんですか。

(説明者) 特別交付税というのは一定の割合が決まっております。総額が決まっています。その中で地方の自治体の中でどういう経費に充てるということが全体の理解を得られるかということとその枠内でやっているものでありまして、これについては優先度が高いということで措置をしていこうということではありますが、では未来永劫続けるのかというお話であります。特別交付措置をするということによって中心市なり協定を締結しビジョンを策定をしてきているということがありますので、少なくともビジョンの計画期間は5年が基本であります。当然そのビジョンの計画期間中は継続をするということによって続けていきたいと考えておりますが、未来永劫やるのかどうかということについてはまたそれは別に議論をしなければいけないと思っております。

(石田) 5年でも出し続けると、やはりモラルハザードが起きると思うんですね。自助努力を止めてしまう可能性がある。最初の上昇の2、3年は特別交付税で措置をしても、そのあとは自分でできるように展開してくださいよと、更に自ら成果がない、やめたほうがいいと思うものなら、やめてくださいよというほうがいいと思うんですね。ぜひ出し続ける、5年ちょっと長いかなと思いますし、手を挙げるところがいっぱい出てきたら配り続けるのかということも疑問なので、そこは一度立ち止まって考えていただけたらと思います。

(説明者) はい。ビジョンの計画期間中は措置をさせていただくというのが私どもの基本的な考え方ですけれども、無駄な事業を続けるということはもちろん意味がありませんので、これはやめた事業については当然措置をしませんので、適切に財政措置をするように実情を踏まえてしっかり検討していきたいと思っております。

(戸塚官房長) どうぞ。

(土居) コメントです。石田先生のおっしゃっていることには興味があり、賛成です。もう1つ大きな、大局的に見たときに定住自立圏の候補に中心市の要件を満たしているが、まだ中心市の宣言をしていないところが175あるということなんですけれども、175を皆、中心市にするということは、今目標にはなっていないので、まだ私はそれでいいと思っているんですけれども、いろいろな方法、いろいろな制度に則り、それぞれの地域で人口流出を食い止めるということは可能なわけですね。

例えばこの中にも政令市だけでも中心市の宣言をしていないということも含まれて

いるわけですし、そう考えるといろいろな財源ないし、いろいろな仕組みを使ってそれぞれの地域の自主性で人口流出を食い止めるという仕組みがある。ただ1つの選択肢として定住自立圏という仕組みがあるというような位置付けで考えたほうが良いんじゃないか、つまり何を申し上げたいかということとこれらを全部中心市の宣言をしてもらおうということが究極的な目標じゃないとは思ってはいますけれど、もしそういうようなトーンがあると、ついつい財政措置で促して、とりあえずまずは宣言してもらってというふうになりかねないという気もいたします。

ですから、逆に言うと、これは意見で、お答えいただくつもりではないのですが、極端に言えば「定住自立圏という方法は、我々は使いません」という市町村が仮に出てくれば、「それはそれとして別の方法でやります」ということをおっしゃる自治体があれば、それはそれで1つの方法だということとして受け止めていただくということもあるんじゃないか。当然それで定住自立圏以外の方法で人口流出を食い止めますというならば、違う仕組みではサポートすることはあるかもしれないけれども、今のここで議論になっている枠組みでサポートするということはないという、そういうメリハリ、メニューがあって選択してもらって、その選択してもらったもので自主的に一生懸命やっていただく。どれもあるから、それを全部使えるから、みんな使っていていいですよ、みんなそれぞれ使えますよ、どうぞどうぞというようだとやはり自主性が少しおろそかになってしまうのではないかとこのように思います。

(戸塚官房長) コメントがあれば。

(説明者) はい。まさに定住自立圏取り組むか、取り組まないか、これはそれぞれの自治体圏域の判断ということで、土居先生のおっしゃるとおりでありまして、我々もこの制度、客観的な数値に基づいて中心市の要件を定めておりますし、いや、うちは国の制度では中心市の要件満たしていると言われるけれども地域の状況を見ると必ずしもそうではないということも実際にあるようでありまして、そういうところにも無理やり中心市宣言をさせて、広域的に取り組めというのも無理だと思いますので、むしろ我々175全部なってくればありがたいんですけども、もちろん自主性の尊重、地域の実情を尊重して有効活用される場所ではしていただくという考え方で臨んでまいりますので、土居先生の御意見、まさにごもっともだと思います。

(戸塚官房長) それでは、そろそろ時間になりましたので、とりまとめ役の北大路先生のほうから先生方に記載いただいたコメントシートから代表的なものを御紹介いただきま

して票数の分布、評価結果案、とりまとめコメント案を御説明願います。よろしくお願いいたします。

(北大路) 今回は定住自立圏構想そのものに関する議論が多くありまして、もう一方で推進費という、モデル事業で、これと2つの点でコメントをいただいています。先に、今回事業レビューということですから推進費の効果に対して評価をするということになります。しかしながら推進費は構想があってこそその推進費でございますので、その定住自立圏構想そのものに関する議論、コメントから先に御紹介したいというふうに思います。

まず成果目標、成果指標の設定を抜本的に改める必要があると、中心市要件を満たす市がすべて定住圏を形成することが本当に人口流出防止に効果があるのか自明でないということで政策そのものに関して疑問があるというコメントとなっています。定住圏形成に取り組む自治体の伸びが年々鈍化してきている、その原因の分析が不十分である。原因の分析をすべき、これもアウトカム指標の設定をちゃんとして、それによって現状を把握していくべきだというご意見でございます。定住自立圏構想に取り組まない自治体のほうが多い。本来、実は自治体のニーズがないのではないかと。定住自立圏構想に取り組んだか否かで人口流出に差があるのかどうか、分析が必要である。現状では成果が上がったか、上がっていないかは不明であるというコメントです。

一方で推進費のほうでございますが、これはモデル事業に対して支援をするという事業でございます。資料として示された各定住圏における新製品、イベント等は過疎に悩む地方市町村で官民を問わず取り組んでいる事例ばかりであって、国の支援があったからというのは言い難いのではないかとというような御意見です。モデル事業づくりという種まきは終わったのに、今後このモデル事業の追跡調査をするとともに、ホームページ等で全国のモデル事業の成功と失敗分析を開示して情報共有するということをしていただきたいということでもあります。

それで票でございますが、今回推進費のほうですが廃止が1名、事業全体の抜本的な改善が4名、事業内容の一部改善が1名、現状どおりはありませんでした。従いまして、4名の方の評価であります、「事業全体の抜本的な改善」というのを今回の評価結果案としたというふうに思っております。

コメントのほうですが、事業の課題、問題点そしてこの評価を選択した理由、根拠ということですが、まず先生方全員のお考えと思いますが、成果が不透明ということを書きたいと思います。定住自立圏構想の成果が不透明である。成果が把握できていないというこ

とを書こうと思います。これに対応する見直しの方向としては定住自立圏構想の成果指標、成果目標を設定し、これを把握し明示すべきである。その際、住民基本台帳人口等を積極的に活用する。これが今の最初のくだりに対応する見直しの方向です。

2つ目、もう1つなんですが、定住自立圏構想に関連する他の施策との関係の整合性が分からない。これに対応する見直しとして他の施策との関係を可視化すべきである。それから今回の事業のほうですが、定住自立圏構想の推進費の意義が不明である。基本的に必要かどうか、本当にこの推進費の成果かどうか分からないという意味合いのコメントから受けて、意義が不明である、その推進費がどれだけの波及効果があったのかを明確に追跡して公表するべきであるというような内容にしたいと思っています。

先生方コメントをお願いします。

(須藤) 効果が分からないというまとめ方に対して多くの方はそうお考えだと思いますけれど、私自身が施策を自治体でやった経験で言うと、特に定住化というのは極めて重要な政策で日本海側とか九州とか四国とか東北にとってはかなり重要な政策になると思います。この効果は5年とか10年で出ない可能性があるんです。私は澄田県政のときに島根県の長期構想で定住化の政策を県の職員の方々とやりました。シンクタンクなんか一切排除して自分たちでやりました。データを取って。

その結果、今20年経っていますけれどもやっと効果が出始めたんです。島根県は人口減です。この石見地域は。それは予想できていました。我々の構想は中海、宍道湖圏域に連携都市構想を作ってここに商業が成り立つぐらいの人口集積をさせようと。大体今鳥取県も合わせて60万ぐらいは集積できていると思います。そうすると経済が回り始めるんです。全国平均よりも居住環境は今中海、宍道湖圏域ではよくなっているはずで。ここまでするのに20年かかったんです。

だから、ある1つの政策を5年やそこらでアウトプットという、これがソーシャルインパクト、アウトカムですよね。ここですぐに直結できるというような見方を私は採用しません。したがって多くの御意見はそうなっているということでもいいんですけども、一部は違う意見を持っているというふうに書いていただければと思います。

(北大路) 成果が不透明という言い方はそぐわないと。

(須藤) ある程度長期的にフォローアップしてみる必要がある。

(北大路) 成果指標、成果目標というのを人口で置いていますがこれについては。

(須藤) 人口は1つの指標として重要になると思いますけれども、それだけじゃないと

思います。定住化戦略というのは、例えば20代から30代の女性が住む気になるかどうか。これには医療の水準とか介護の環境とか全部からんでくるわけですね。他の政策とのミックスが必要なんです。だからそういう期待値を満足度とかいうものも見ないと正確ではない。人口だけでは割り切れないところがあると思います。

(土居) 須藤先生のおっしゃるのはそのとおりだと思うのですが、これは総務省の政策なんですね。当然医療、介護は定住自立圏を形成する上で重要なんですが、これは厚生労働省の政策なんですね。そうすると、それでも政策目標を掲げなくてはならないわけで、そうすると自分たちでコントロールがすべてはできないけれども、ある程度政策ツールを持っていることとその目標との間の関連性が高いものを、少なくとも成果指標にはあげておく必要があるとは思いますが。

人口は1つだと思いますからそれは良いと思いますけれども、例えば医療・介護の満足度みたいな話が目標に掲げられたとすればこれはほとんど総務省ではどうしようもないような、つまり総務省が持っている政策ツールではその目標値を高めたくても、ダイレクトには、かなり間接的にも難しいかもしれないようなものなので、そこはより連関の高いものを少なくともこの政策についての成果目標ないしは成果指標とするべきではないかと思えます。

(北大路) 我々、政策評価論の中ではアウトカムそのものが遠い将来起こるとかいうケースのときには、遠い将来把握しても意味ないので、ベースラインのデータを取り続けるということをすごく重視しているんですね。ですから成果がまだ把握できないというのは確かにそうかもしれませんが、成果を把握できる体制を取ることが必要かなと思います。そういう表現で、例えば定住自立圏構想の成果を把握できる体制を拡充すべきであると。把握できる仕組みを拡充すべきであるというようなことではどうでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

(戸塚官房長) それでは、どうもありがとうございました。それでは2件目の案件に係る議論を終えたいと存じます。なお、石堂先生にご担当いただく関係はここまでとさせていただきます。石堂先生本日はどうもありがとうございました。

また、本件の最後の案件に関わる御議論につきましては、このあと15時25分ごろから開始したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(3) 無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）

（戸塚官房長） それでは皆さんおそろいでございますので、本日最後の案件に入ります。なおここからは東洋大学大学院経済学研究科長、経済学部教授の山田肇先生に加わっていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に無線システム普及支援事業、周波数有効利用促進事業について担当部長から資料に沿いまして5分以内で説明をお願いいたします。

（説明者） それでは御説明差し上げます。事業名といたしましては無線システム普及支援事業、周波数有効利用促進事業でございます。

事業の目的でございますけれども、拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため特に公共性の高い防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図ることを目的としております。

事業の概要といたしましては、150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から無線と150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線、これら2つにつきまして260MHz帯の周波数の電波を使用する税の負担というものを市町村が行う場合につきまして、国がその費用の一部を補助するものということになってございます。

ここから補足説明資料で説明を続けさせていただきます。補足説明資料のスライドの1番でございますけれども、こちらの囲みの中は先ほど説明させていただいたところでございます。左側にア、イ、ウとありますが、対象といたしましては市町村ということで特に財政力の弱い市町村を優先して実施ということになってございます。負担は国が2分の1、市町村が2分の1を負担するというところでございます。予算額につきましては平成25年度の25億円、平成26年度は33.6億円となっております。

この事業のイメージ図を右下に書いてございますけれども、説明させていただきましたとおり、市町村消防が使っております無線システムにつきまして製品の支援をしていくということでございます。防災行政無線にはこの他同報系と呼ばれています拡声器を用いました住民への情報伝達システムもございますけれども、こちらにつきましては現時点では対象となってございません。現時点でのデジタル化率は防災行政無線について37.6パーセント、消防・救急無線は40.6パーセント、これは平成24年度末でございます。

この事業のアウトプットといたしましては、この補助金がきちんと適切に執行されていくということでございますけれども、アウトカムといたしましては、このデジタル化率と

いうものを高めていきまして、平成28年度におきまして消防・救急無線につきましては100パーセントを達成すると。防災行政無線につきましては50パーセントまで持っているということがアウトカムとなってございます。

スライドを1枚めくっていただきまして、平成25年度から事業を開始してございます。これまで平成25年度予算、それから平成26年度予算におきまして、スライド2番にありますような交付決定をしているところでございます。これにつきまして事業につきまして現在始まってまだ継続中ということで実際に完了したものというのはいりません。ということでレビューシートにあります数値につきましては現時点では予算上の枠ということになります。

それで、スライド3番でございましてけれども、この施策が電波利用料というものを使用しておりますのでその概要を簡単に御説明させていただきます。スライドの3番ですけれども電波利用料と申しますのは無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担していただくということで、いわゆる電波利用の共益費用、マンションの共益費用などに例えて共益費用という言葉で説明させていただいております。3番目の「・」にありますとおり、この電波利用料の使途につきましては電波法によりまして具体的に限定列挙されているということで、左下にあるような使途に現在使われてございます。

それでは、その次のスライド4番でございましてけれども、主な使途を図示したものでございます。電波監視から始まりまして、総合無線局管理システム、それから電波の安全性の調査、それから地デジへの移行、それから今やっております周波数有効利用促進事業とか、携帯電話などのエリア整備事業、それから電波資源拡大のための研究開発といったことに使っています。

スライド5番でございましてけれども、電波利用料の使途ということで、先ほど法律で限定列挙されているということでございましてけれども、下の囲みにありますとおりこの電波法を昨年、平成25年に改正いたしまして、新しくこの第8号という業務が追加されまして今回の補助金の事業につながっているということであります。

何でもかんでもこれで使えるということではなくて、電波利用料としての使途といたしましては、上の①から④にありますとおり、電波法を施工するために必要な事務であること、それから電波の適正な利用確保をする上で不可欠であること。それから事務の内容、金額は一定の範囲に限定されること。それから無線局全体の受益を直接の目的とすること

というような判断基準を設けましてこれにきちんと合致するというものが法律の中に定められまして使用しているということでございます。

それから、スライド6番を見ていただきまして、今回の周波数再編、電波利用の適正な利用の確保に資するののかということでございますけれども、周波数の利用というものが様々な分野で広がっているということで利用効率が高いデジタルシステムに様々な無線につきまして一定の成果を進行させているところでございます。

これらにつきましては、情報通信審議会でありますとか、利用料状況調査それからそれに基づく周波数再編アクションプランといった中で計画的に進めているところでございます。今回の150MHz帯もしくは400MHz帯を使う消防救急無線とそれから防災行政無線につきましては、260MHz帯に移行しているところでございます。特に消防・救急無線につきましては、平成28年5月末という期が定めて進捗を図っております。

これらが移行した後につきましては、消防の跡地につきましては、情報通信審議会、先ほどの御審議にありまして鉄道でありますとか、水防で運用するという方向で検討が今進められているところでございます。防災行政用の150、400メガ使っておりますけれどもこちらにつきましても将来的にきちんと使えるようにしていくということで、対策を進めて、きちんとデジタル化していくということが必要だと考えております。

従前よりも周波数の移行については免許人の方の御協力いただきながらやっているところでございますけれども、通常免許は5年間それを大体2回分ということで10年間かけて移行させるということが通常やられているところでございます。それからこういったところにつきまして、きちんと150メガ、400MHz帯のアナログ跡地を適切な新しいシステムあげていると。

早期に割り当てていくということにつきましては免許人の自助努力というものが原則ではありますけれども特に自治体につきましては非常に財政状況厳しいということもありません、そういったところについてきちんと補助をしていこうと。先ほど説明いたしましたとおり消防・救急無線、それから防災行政無線につきましては特に公共性が高い無線システムであるということでありますので、こういったものをより適正に利用を促進していくということから電波利用料による補助制度を活用して移行を促進していくことが無線局全体の受益につながり適切であると考えているところでございます。また先ほど申し上げましたとおり、用途が際限なく拡大しないよう法律で限定していると。国会での御審議を踏まえているというところでございます。

それから、スライド7番でございますが、予算の執行の適切ということにつきましてはきちんとコスト面から審査をしているということでございまして、アナログからデジタルに移行に必要なものに限定しているところでございます。

下の「・」が2つありまして1つ目ですけれども、補助の対象となる設備が含まれていないか、それからそのコストが十分妥当なものになっているか等につきまして自治体から出ています申請書をきちんと精査いたしまして、その上で執行交付決定を行っています。また自治体が執行する際には競走入札等にかけてきちんと更にコストが低減につながるというふうに考えています。また執行状況については総務省からきちんと定期的にウォッチしていくということで対応してございます。

それから、次のスライド8番。我々きちんと自治体から意見を聴取しながらやっていこうということで、機会あるごとに自治体の方々から意見を聞いておりまして、本事業につきましても当初、防災行政無線がないところについては消防のデジタル化であっても対象にならないというような対応をしていたんですけれども、これにつきまして自治体の方々から消防無線がデジタル化されればその分の周波数が空くということで電波の有効利用につながるのではないかという意見もいただきまして、これにつきましてはその方向で対応したということでございます。

それから、防災行政無線につきまして、当初平成28年中までにデジタル化を完了するというのもって消防のほうのデジタル化へも補助金を支出するという事としておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、自治体につきまして財政状況が非常に厳しいとことがございまして、2つを非常に近い時期にやるということはなかなか大変であるということから、これにつきましては、防災行政無線につきまして、1回再免許したあとに次の次の再免許までにはデジタル化をしていただくということで、そのような形で交付要綱の改正をしているところでございます。

それから、消防につきまして平成28年まででございますけれども、防災行政無線について平成29年以降も引き続き支援の対象としていただきたいということで要望が上がっております。これにつきましては元々当初平成25年から28年までということで事業の期間を考えてございましたけれども、これにつきましては、来年度の執行状況、それから皆さん、自治体の方からのご要望を踏まえて検討していきたいというふうに考えてございます。

この後、参考でございますけれども、スライドの9番は150MHz帯移行後の利用計画に

つきましては先ほどのアクションプラン若しくは審議会での諮問によって進めているところでございます。

それから、10番目のスライドで電波の利用状況調査の概要、それから最後の11番目にデジタル化の意義ということで、無線局を実体化して有効利用させていきたいということで我々事業を進めているところでございます。以上簡単でございますが説明させていただきました。

(戸塚官房長) 続いて事務局から本事業を取り上げた視点と議論すべき論点について説明いたします。

(安藤会計課長) まず視点でございますが、本件は、25年度開始事業でございます。28年度には消防救急無線につきましては100パーセントに移行といったことを考えています。そういったことでよりよい制度に送検していく必要があるということです。

それから、論点としては、補助の内容が妥当なものになっているのかという点。それから、150MHz帯等の電波の適正な利用の確保に向けまして、本事業が適切になっているかというようなことを御議論いただければと思います。

(戸塚官房長) それでは、これから16時10分ごろまで御議論いただきたいと存じますのでよろしく願いいたします。山田先生お願いします。

(山田先生) この事業の交付要綱を拝見したんですけれども、3つの地域、条件不利地域と原子力事業所から概ね30キロメートル地域と、南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域の中で直近の財政力指数が低い地域及び直近の経常収支比率が高い市町村を優先するというふうになっています。

交付決定団体の一覧を拝見する限り、例えば原子力事業所から概ね30キロメートルの地域の自治体は見当たらないし、南海トラフに関係するところでは高知県はありますけれども、他にはないというところで、そもそも元々の要綱の地域がきちんと選定されているのかということについて御説明いただきたいと思います。

(説明者) 今、質問がありました交付要綱上の地域でございますけれども、我々地域を選定する際に地元の方からこういうふうな計画を考えておりますので補助してくださいという申請、要望をいただいてそれで先ほど御説明がありましたとおり財政力の弱いほうから順番に交付団体として決定させていただいています。

先ほどの例えば過疎地とかそういったところについてどこを優先するというのではなくて、どこかにそれがなっていないといけないという必要条件でありましてその中から

自治体方が申請をしていただいているということでそれ以外の方が出てきたらだめですよという話であって、その中のどこを特に優先するというものではありませんし、その中が均等に出て来なければいけないというものでもございません。

(山田先生) 続けてですけれども、去年の5月21日の国会、総務委員会で総務大臣が「今回の電波利用料を使う部分というのはその中で特に財政力の弱いところを全国で94自治体です。」というふうに、およそ100でもおよそ50でもなく、94とびったし、1も狂いもない数字を上げられているんですけれども、これと今交付決定、あるいは予定をしている36とは、どういう関係にあるのでしょうか。

(説明者) 当初、昨年制度を作っていく中で漠然と税制力の弱いところということで、支出としては税制力支出と経常経費比率ということで考えておりましたけれども、予算を要求する際にはどの程度かということをしちんと決めなければいけないということで、そのときに用いた自治体の数が大体94ぐらいという、線で切ったら94になったということで、それに基づきまして昨年度の予算が25億円というような要望をさせていただいているところでございます。

ただ、実際そういった我々が94だと言ったところがすべて要望してくるわけでもございませんし、その他のところからも要望があるということで、そこは予算の範囲内で要望をいただいた方の中から、財政力の弱い順番に交付先を決定していくということで、その94というのは予算制度を作っていく上、それから予算を決める上でそういう数を置いたということでございます。

(山田先生) 普通は国会で、次の国会ぐらいで「答弁と違うことをやっている。」と批判されないように大臣は、普通はあいまいな数字を言うのが、常識だと思うんですけれども。94とびったし言ったからには、例えばこれから、今ここに書いてある36がありますから、94から引くと残りまだ58ぐらいは想定されているということなんでしょうか。それとも58も配る必要はないとみてるのでしょうか。もし後者だとするとそもそも想定が過大見積りだったのではないかというふうに思われても仕方ないと思いますけれどもいかがでしょうか。

(説明者) そこにつきましては、今交付決定をしている団体が、その94の中にすべて入っているということではなくて、その中からもあって、94以外の部分からの要望もいただいております。そこにつきましては、先ほども申し上げましたとおり予算の範囲内であって、かつ条件を満たして、条件不利、財政力の弱い順番というカテゴリーの中に

入ってきた方については、先ほどあった94以外の方であっても交付決定をしていくということで対応をしております。

なので、残り50いくつということでは特になくて、これからも、我々の究極的な目標としてはすべてデジタル化していただくということでございますので、28年度までどうしているかという話と、そのあとどうしていくかということについて今後執行状況なども踏まえてきちんと考えていきたいと思っています。

(石田) 25年4月にソフトバンクモバイルが電波利用料の見直しに関する意見募集の提出をしています。その中で防災行政無線等のデジタル化について意見を述べているんですね。そこでは現在の防災行政無線は全国の地方公共団体が個々に導入しているため、地方公共団体間で相互に通信することができず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことができない。なので、補助金の交付を行うのであれば防災行政無線等のデジタル化は広域連携ができるように全国一律で同一のシステムとし、災害に強いシステムを導入するべきではないかと。

更に続けて、東日本大震災のときには被災地の市町村の防災行政無線のシステムが使用できなかったという事例が報告されているので、地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用につながると考えるという意見が出ているんですが、これについてはどういう御対応になっているのでしょうか。

(説明者) 今の御質問ですけれども、まず1点目です。個別の自治体が免許を受けて、自分で整理するような形であると、他の自治体との連絡が取れなくて無駄遣いではないかという御指摘だということでもよろしいですか。その点につきましては、現在アナログにしてもデジタルにしてもそれぞれ、アナログはお互いに通信できるんですけども、デジタルについても相互応援という対応の機能がついておりまして、他の自治体に行っても使えないということではなくて、それぞれ直接通信するというようなことが可能になっていますので、その部分はちょっと誤解に基づくところがあるかなと思っています。

それからもう1つ。その他防災機関、相互で使う無線システムというものを用意しております。例えば消防と自治体の間で通信をするというようなための無線機も用意されていますのでそういったものをいろいろ活用して現場では対応されているということでございます。

それから、もう1点目のほうで衛星系を活用してはどうかということで、確かに実際に防災行政無線の基地局なりが壊れてしまったという事例も当然ありますので、衛星系の活用というのは当然あり得ると思います。ただいずれのシステムにおいても災害時にきちんと機能するかどうかというのは100パーセントという保証はありませんので、我々といいたしましても防災行政無線をきちんと整備することだけではなくて、その他のいろんな情報伝達システムというものをきちんと使っていただくということが大事だと思っております、そのような形で自治体の方にも我々、消防士の方も含めてお願いしているというところでございます。

ということで、衛星系につきましては、自治体の中での御自身の御判断でそういった衛星を使った例えば衛星携帯電話とかそういったものを使ったりしているところもございませし、もう1点我々のほうでも被災された自治体に対して端末を貸出しをするというような対応も行っております、自治体の方から要請されたら我々のほうで持っております衛星携帯電話等を貸出しできるというような体勢をとっております。ということで様々な手段を組み合わせて住民の方々に情報を伝達することが何よりも大事なことはないかと思っております。

(石田) 2分の1を補助しない自治体がシステムを御自身の財源でおやりになるのには、それはその方々の御判断でと思うのですが、2分の1の補助が入っているということですから、衛星系のほうを入れたほうが良いということであれば、指導されたほうが良いんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

(説明者) 自治体がどのような手段を用いて住民の方々に情報を伝達していくかというのはまさに自治ということで、その自治体の場所とか災害がどういった感じで起るのかということも踏まえた上で整備されることが必要ではないかと思っております。

そういった中で衛星を使われるかどうかというのはまさに自治体の方の御判断でありますということと、今回の事業につきましてはあくまでも電波の有効利用を図っていくということが我々の第一の目的としてありますので、そのために今アナログで使っている方々がデジタルに変わっていただくことで電波の有効利用につながっていくということから補助金を出しているということでもありますので、新しく衛星携帯を使われるということについては今回の事業の範囲ではないというふうに現時点では考えております。

(山田先生) 石田先生の指摘は重要で、自治体、もちろん広域連合の場合もあるわけですが、これに限って交信できるよりも、全国に交信できたほうが多い場合が多いの

ではないかというのは重要だと思うのですね。

ところが、消防救急については去年の25年の行政事業レビューでレビューをされた消防救急デジタル無線の整備に必要な経費という経費が消防庁から計上されていて、そこでまさに各地域の消防に対する補助が実施をされているんですけども、その場合にはレビューシートを見る限りは共通波、つまり少なくとも例えば関東地方とか、あるいは全国に共通の通信ができるようにということは考えているわけですけども、2つ聞きたいんですけども、今回の経費と消防庁の経費の重複はありませんかということと、例えば補助金が消防庁からもある自治体に行き、全く同じ自治体にこちらからも行くというようなことはありませんか、それからそのような消防庁が補助しているような共通波のほうがあれば、個別のこういうものが必要がないということにはならないのですか、石田先生もおっしゃったように、という3つを質問したい。

(戸塚官房長) 先生方そろそろコメントシートへの記載を始めていただきたいと思います。コメントシートにつきましては16時頃を目処に事務局側に回収させていただいて、北大路先生にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。それではどうぞ。

(説明者) それではお答えしたいと思います。消防庁のほうでも今ありましたように、補助制度をしているという部分がありましてまさに共通波というふうに呼ばれている部分であります。消防庁が補助を出しているというのは全国的にその機材が使われるということで、共通波という部分に限って補助をされているということでございまして、我々のほうは何を目的としているかということ、電波の有効利用ということを目的としてやっているということで、まず目的が違いますということです。

そういう意味で、共通波の部分につきましては、どちらの補助金でも使えると言えば使えるんですが、両方から補助金を受けるということは当然できませんので、そこはきちんと分けて実施するという事になってございます。もう1つの質問なんでしたっけ。

(山田先生) 共通波のシステムを作れば個別波のシステムはいらないんじゃないですかという。

(説明者) 最初に申し上げたとおり、共通波につきましては、そういうことで全国共通で使うようなシステムということで全ての消防本部においては共通波というものと、ローカルで使うものと整備しておりますので、共通波だけという使われ方はしていないということと我々は理解しております。

(説明者) 今の御質問は消防の活動のことでということであれば、消防が活動するとき

には、例えば緊急消防の状態例えばA市からB市へ行って、B市のところで活動する際には1つの波だけではできないというところがあります。というのは部隊ごとにいろんな活動をしているので、それぞれの部隊がきちっと別の交信ができないといけないということがあります。そのために全国共通波も必要ですけれども、それぞれの例えば府県の波とか、市町村の波もそれぞれ必要だということになっています。

(山田先生) 例えばある川のこっち側がA県で向こう側がB県とか自治体が違うということは多々ありますけれども、そういう場合に川で事故が発生した場合にこちら側と向こう側のA県とB県が協力して救助するということがありますよね。その消防の無線システム、そういう共通波を使った無線システムと個別の域内の消防隊が活動するためのシステムって別の無線機なんですか。そうするとこっちの無線機立ち上げたり、あっちの無線機立ち上げて、一生懸命こっちでも話し、あっちでも話しという面倒くさいことが起ると思うんですけども、そういうものなんですか。

(説明者) 別なものではありません。1つのシステムで全国波も使えますし、府県波も使えますし、活動する市町村波って言いますけどもそういうのも使えます。

(山田先生) そうすると、補助金は別々に与えられているけれども最終的に無線機というハードウェアを見た場合には、1つのハードウェアの中に消防庁からの補助金が入っている場合もあるし、総務省から、この電波利用料の補助金が入っている場合もあると。

(説明者) それはいいです。ないのはそれぞれ採択するそれぞれの市町村が別だからです。全く別になっています。例えばA市が消防庁の補助金を受けた場合は、そのA市はこちらの補助金は受けられません。そういうことになっていますので。必ず分けています。

(須藤) 基本的にデジタル波で電波帯域の有効利用ということは、いい政策だと思います。お聞きしたいのは自治体がそれぞれこのお金をもらって調達かけるわけですけれども、総務省がそれを調達するときに監視はしているのか。自治体に調達についてですね。要するにベンダーにぼられたりとかいうことですか。できているのか、あるいは自主性に任せているのかということをお聞きしたい。

それから、こういうものは圧縮化が可能ですから、もっとデジタル化によって電波帯域を複数の目的にいろいろ使えるようになると思うんですけども、その取り組みはまた別の施策としておやりになるのか。この中で圧縮なんかも考えろとかっていう指導はされるのかどうかということです。

(説明者) 今回の御質問についてお答えさせていただきます。調達につきましてですけれ

ども、先ほど説明させていただきましたとおり、まず我々がその事業に対していくらの補助金を交付するかという交付決定をするんですけども、その際にまず見積りを複数社から取って出していただくと。その見積りについても一式いくらという話ではなくてきちんと個別にこれこれいくらという事で出していただくということで、まずはチェックをさせていただきます。

それから、先ほどちょっと話した交付要綱ですけども、その中にきちんと入札をかけるということになっている、いわゆる随契ではないということになっていますので、まずは補助金の執行額で抑えた上で、更に入札をきちんとかけることによって競走が起って、その中に更に価格が落ちるということで最終的に額の確定をする際には、交付決定をした額よりも安い額ということで我々としてお話ししていくということ、それからそれだけで十分かどうかというのがありますので、直接、全部行けるかどうかはあれですけども、とりあえずきちんと自治体の方からきちんとヒアリングをして、事業がきちんと進捗されているのかどうかということもきちんと見ていこうと、これから見ていこうということで考えてございます。

それからもう1点の質問でございますけれども、圧縮の話でございます。デジタルしたときのメリットとして、当然圧縮することによって帯域を小さくできるということがございます。それで今回特に消防それから防災行政無線につきましては、狭帯域デジタルシステムと呼ばれているもので基本的には音声を通すんですけども、それに容量が合えばそれに応じて簡単なデータとかを送れることになっているというものでございます。この帯域なんですけれども、周波数で言いますと6.25キロヘルツ、1チャンネルあたりということで非常に狭くなっていると。普通音声を送ろうとすると資料のどこかに書いたんですが、15キロとか20キロとか25キロとかそういう帯域が必要なところをデジタル化して更に圧縮をするということで6.25kHzという帯域に押しこめているということで、既に圧縮はかけられています。

(土居) そもそも話に戻りますけれども、この150MHz帯の電波をいかに上手く移行させるかというところなんですけれども、補助対象とする自治体を限定しているということは、そのお金を限定的に使うという意味では良いと思いますけれども、本当に、交付を受けられない自治体の電波の移行はちゃんと図られているのか、極端に言えば免許の交付のときにそういうことを促すとか、そういうような形で別途方策を講じられておられるのでしょうか。

(説明者) 補助を受けられない自治体、我々としては元々こういったものについては自治体が自分の業務として、別に国からやってくれと言われてやっているわけではなくて、住民の命を守るという観点で自治体の方がやるべき事業ということでやっているというふうに理解しています。その中でアナログからデジタルに移行というのも、随分時間をかけて丁寧にやっていると。

特にアナログシステムにつきましては最初に導入されてからもう20年30年という時期が経過しておりますので、これをいつまでも放置しておく、動くからいいやと放置しておいたときに、いざというときに動かないということも当然起こり得るということから、デジタル化していただくという意味ではちょうどいい時期に来ているのではないかというようなこともありまして、ただ今すぐやれと言われてもなかなか厳しいので再免許の際に、5年に1回来る再免許の際、若しくは機器を更新するという機会があるのであればデジタル化していただきますよということで防災行政無線のほうには対応をお願いしているというところでございます。

消防のほうにつきましては、いつまでもアナログとデジタルが混在していただきますと運用上もデメリットのほうが大きくなってまいりますので、期限を切って、きちんと28年度末までにやっていただくというような対応をお願いしてやっていただいているところでございます。

(土居) 消防でそれができるわけですね。それなら防災無線でそれを。つまり期限を切ってデジタルに移行させる。わざわざ補助金を出さなくて良いということはないですか。

(説明者) 防災行政無線についても期限を切ってはどうかという話につきましては、先ほどちょっと御説明して、参考資料についています情報通信審議会の中で、150、260、400MHz帯の今後の利用についてということで一部答申が出ている中で、期限を切るということがデジタル化に移行させることの有効手段であるということで答申をいただいておりますので、今後きちんと自治体の方からの御意見をお伺いしながら、特に28年5月末までに消防をまずやらなければいけないということで、今自治体は、そっちがメインになっているということもありますので、来年度ぐらいになりますと、その見通しも立ってきますので、その状況も見ながら期限について、どのような形で設定するのがよいかということについて考えていきたいというふうに考えております。

(土居) 財政は国も厳しいけれども、自治体も厳しいわけですね。けれども電波利用料というお金がここにあると。これは事実上特定財源なわけですね。他の費目に使えないと

ということになっているわけですね。補助金がなくてもある種、強制的な規制的手法で移行させようと思ったらできなくはない。本当にない袖は振れない、お金がない。電波利用料ですら他の用途にいろいろ使わなければいけないものが目白押しになっていて、そっちのほうがもっと必要性が高いというふうに言われているというものが、もし今の環境だったらば、ひょっとしたらこの補助金を出さなくても、「あなた行政主体なんですよ。住民の生命、財産守るためならば、どんなに苦しい財政状況だとしても、自分たちのお金をうまく工面して国から補助金がなくてもやってくださいよ。」と言えてもおかしくはないと思うんですけど、幸か不幸かここに電波利用料があるということになっているんじゃないですか。そういうところが電波利用料を巡って、他の議論の場でも私はあると思うんですけども、どうしても電波利用料が結局は特定税源的に扱われているというところがあるから、別に規制的手法を使わなくても補助金でやれるならやっても良いかなというふうに流されている気がします。

(説明者) 先ほど最初に説明させていただきましたけれども、その自治体ごとに防災への対応についての温度差というのが非常に幅が広いという部分があります。というのは災害がほとんどない自治体というものもあるんですね。そうしますと昔こういうものを入れてみたけれども、ほとんど使われていないというような自治体もあります。そうすると実際入れたはいいけれども、9年ぐらいしか使っていないという、やっぱりいらぬんじゃないのかというふうに思ったりされてしまうこともあると。

そうなってしまいますと、実際に災害が本当に起こった際に、何十年に1回の災害が起ってしまいましたという際に、やろうと思ったらできませんでしたということになってしまっただけで困るということで、あくまで最初に自治体が自主的にやっていくべきものだと、こういう無線とかを使った情報伝達をするというのは自治体がそれぞれ自治体の特性に応じて考えていくべきものではあると思いますけれども、我々、せっかく電波を使っていたという観点からアナログのまま置いておくと、いろいろと不都合が生じるような時期も来ていますよと。

我々の観点とすれば、電波利用を公的にするためには早くデジタル化してほしいんですという、そういう話のありながらやっていただきたいといったときに、そのまま補助金もないしとなると、生命、財産守ると言いながらも、もっと他に優先順位があると、どうしてもそっちが優先されてしまうということで、結果として上手く使えなくなってしまうということになるということが非常に恐れているという部分もありまして、ということでは

るべくデジタル化を早く進めていきたいということで、デジタル化を進めていただくことが電波を使っている方々皆さんの利益につながっていくということから、この事業を行っているわけでありまして、たまたまお金があったからということではなくて、そういうものをきちんと使って、これも共益費用の一部ですよということで、使わせていただいているということでございます。

(土居) 私は別にデジタル化を否定しているわけではない。むしろ促進するべきだと思っているんです。問題は手法だということを申し上げたい。そういうことです。補助金なくても規制的手法があるんじゃないですかと。こういうことです。

(有川) 2点ほどお伺いしたい。1つは25年度からの事業で28年度を目処にしているということなんですが、スライドの資料1ページを見るとその補助金を出す前、事業をやる前にもデジタル化率がそれぞれ防災行政と消防で40パーセントぐらいの率を占めていて、消防は100パーセント目指すということなんですけれども、防災行政無線のほうは28年度で50パーセントを目標にするというわけなんで、要はこの事業をやって引き上げようというのは十数ポイントだけなんで、28年度以降はどうするかっていのはまだ見えないところなんですけれども、土居先生の意見に関連するんですけれども、補助がない世界でもかなり自治体が自主的に整備していくかなというのがあるのと、今回補助事業によって山田先生からもお話ありましたけれども、きちんと補助要綱に基づいて財政が乏しいところから順序立てて出されているのかどうか、その辺の透明性がきちんと図られているのかっていうのと、それからもう1つ、28年度で終わったあとの事業の継続性はまだ分からないんですが、少なくとも100パーセントを目標に立てるといことはあんまりないと考えられますので、そうしますとある程度デジタル化率がこのような形で周波数帯を空けてきているので、空いたところの周波数帯の利用というのは、もうそろそろ具体化していいんじゃないかなと気がします。そのあたりのところをどうなっているか教えていただきたい。

(説明者) まず1つ目、自主的でもデジタル化が進んでいるのではないかという御質問だったかと思いますが、そこにつきましては当然財源が比較的取れるところ、ちょうど設備の交換時期が来てしまって、アナログももうメーカーも作っていないので、アナログを買うというわけにはいかなくて、デジタル化に移って行ったというケースもあります。もう1つは防災に非常にセンシティブな自治体の方々もいらっしゃいますので、そういったところは例えば財政面が厳しくても早くデジタル化していこうというような取り組

みをされているところがございます。

そういう意味で、最初の立ち上がりからこれまでは自主的にやってこれぐらいの数で来ていますけれども、ここから先、更には厳しい状況が予想されるというか、そもそも自治体のほうから何とかしてくれという話が多数来ているということからしても、今回このようなことをやらないと、例え10数パーセントであったとしても進捗が非常に難しい状況になっていくのではないかとこのように考えております。

それから、透明性につきましては、積極的に弱い順番ですよということで公表しているわけではないのですが、内部的にきちんと財政力が弱い順番にリストを作って並べて予算がここまできるということで対応しております。そこは自信を持ってきちんとやっておりますということを申し上げます。

それから、28年度に終わって29年度以降につきましては、先ほど申し上げましたとおりで、これから消防の終わることも踏まえ、また自治体からの要望も踏まえ、それから先ほど情報通信審議会の中でも、その400MHz帯の使用について引き続き検討していかなければいけないことになっておりますので、そこにつきましても引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

(石田) 29年度以降も続けるかもしれないというお話だったんですが、予算額はどのように決められているのでしょうか。電波利用料が26年度予算は695億円で、今回33億円ですなので、電波利用料の大体5パーセントぐらいなんですけど、電波利用料は結構増えてきますよね。携帯電話の利用者が増えていくと。そうすると来年、再来年はもっと補助額の原因が増えていくということなのでしょうか。

(説明者) 支出額につきましては、収入に応じて増えていたり、減ったりすることではなくて、どのぐらいの御要望があるのかということに応じて来年度の予算を要求していくということになります。ただ、最初に御説明差し上げましたとおり、財政に余裕のある自治体まで支援をしていくということではありませんので、毎年春ぐらいに自治体の方々に来年度こういった補助の御要望がありますかということをお伺いさせていただいて、そのデータを元にその翌年の必要な額について予算要求をしていくということに対応しています。

(石田) 最初のほうの話では、手を挙げてきたところのうち財政に余裕のないところから採用してきたということだったんですけど、今の今度の予算の額の設定は要望を聞いてそれで決めるということですよ。その要望を聞くときに、余裕がある自治体には最初

からあげないよという形にするのですか。きっちりとした基準というのがあるのかなのかというのを伺いたい。

(説明者) 要望は全ての自治体に対して伺いをさせていただきます。そうでない予算要求をする際に財務省と折衝する際に、これこれこういう要望がありますので、これこれの額が必要となりますということで、まずは要望を聞いて必要な額について決めていくということです。

そのときに、予算額としては利用料の収入というのは3年ごとに決めることになっておりまして、当該年度の額というのは大枠がはまってしまっていますので、いくら要望が多くてその中に財政力の弱い自治体がたくさんあったとしても、だからと言ってそれを増やすということは、他の用途も当然ありますので、それだけでできるというわけではございません。ということでその年年の要望と予算の状況から大体の額が決まっていくということでございます。

(石田) そうすると、その時々判断になるので、前の年は、ある自治体よりも財政力に余裕がないところはもらえなかったけれども、次の年、あそこがもらえるんだからうちももらえるかと思ったら、たまたまその年はたくさんの応募があったのでもらえないということがあるということですか。

(説明者) 残念ながらそういうことも有り得ます。

(石田) それは、今までお話があった不透明とか基準が不明確ということになるのではないんですか。

(説明者) それは予算が潤沢にあればおっしゃるとおりなんだと思いますけれども我々の事業につきましては、予算の範囲内ということで、制約がついておりますのでそこはその時々でやらざるを得ないというのが、正直なところですよ。

(山田先生) この事業全体は周波数の有効利用を促進するということであり、その1つとしてデジタル化を行うということですので、極めて正しい方向を向いた政策であるというふうに思います。そのために単純にデジタル化できなくて玉突き的に150をどかして、260に持ってきて、次に150を別の用途に使うというように順番に動かさないといけないのは電波が干渉するからであって、それも妥当だと思います。

ただ、この施策が成功したかどうかというのは「150が空きました。次にちゃんと使えます。」というのであれば100点だと思うんですね。「150はこの部分は空いたけど、他にも実は利用者がいてそれがどかないと実は使えないんです。」という場合には0点だと

思うんですけども、どっちなのでしょう。

(説明者) 100点か0点か、1か0かという議論ではないのかなと我々としては思っています。と言いますのも、最初のほうで御説明差し上げましたとおり、周波数、電波の利用っていうのが拡大していくということは間違いのない事実でございます、そのために我々は継続的にきちんと周波数の有効利用を図っていくということが、まず電波を管理している総務省としての役割だと思っております。それでその時々、また時々で恐縮なんですけれど、時々に対しても電波を割り当てるべきかというのは変わってくると思います。

例えば今から3年前にスマートフォンがこれだけ普及することを想像した人はいなかったわけです。かように電波が何に使われるべきかというのを、非常に長期で考えていくのは難しい部分がございます。とはいえ、きちんと周波数を確保できるということをやっけない限りにおいて新しいシステムが出てきたときに対応できませんという後手に回ってしまうと、それは大問題ですので、それは計画的にやっけないといけないということで、例え150MHzを使う人がいませんでした、0点ですということには必ずしもなれなくて、きちんと努力をして空けたということで将来また別のことに使いますよということがあれば我々としては、及第点をいただけるのではないかと思っております。ちなみに150MHz帯につきましては、先般の情報通信審議会の答申の中で、鉄道、水防関係で扱っていかうということでこれからどういったシステムにしていくかということについて検討がこれから始まるということでございます。

(山田先生) 今の質問は、150MHz帯にまだ残りの利用者がいて、その人たちが居座っているから、その情報通信審議会の答申のような使い方ができないということはありませんかという質問なんですけれど。

(説明者) 現時点で新しくくるシステムがどういったものになるかというのはまだ決まっていないわけでありまして、そこは上手い具合に空きチャンネルを上手い事結合させるような、最近でいうとキャリアアグリゲーションという技術を上手い事活用して、広帯域に見せるといったようなシステム、これは私のアイディアなんですけれど、これをやるかどうかはともかくとして、そういった形で空いているところを上手く使っていくことは十分可能だと思っております。

その際、更にどいていただければいけないというような無線局が出て来る、若しくは将来どいていただけると更に効率よく使えるということであれば、そういったところについ

でもアクションプラン等、それから利用状況調査等を踏まえて周波数の空きを確保していくということで取り組んでいくことになると思います。

(戸塚官房長) すみませんコメントシートのほうよろしくお願いたします。

(土居) コメント書いたので、私の意見を述べるだけです。飛行機、航空の空域ってありますよね。空域は極めて厳しく公権力によって制限されていて、そんな民間が自由に何でもかんでも好き勝手にやれるわけではない。同じ空中を飛び交っている電波は、こういう言い方をするのもなんですが、私の権利、私権を、我がままと、認めちゃっているという感じと、今の山田先生の御質問に対するお答えを聞いていると思うわけです。本当にそれで行政として良いのかということまで、実はこの有効利用という話は関わっているんじゃないかと私は思うんです。

もちろん今日の議論はそこまでの結論に至るものではないとは思いますが、もう少し私権を制限して、きちんと公権力を行使して、電波の再編ないしは電波利用料の設定なり、そういうものを設計していかないと、もう既に既得権があって、既にそこに電波の周波数帯を使っている人がいるので強制的にどかせるわけにはいきませんということばかり言っていると、公共財たるこの周波数帯をあっさり無駄に使わせてしまうということになりかねないと思います。やはり、この航空の空域で厳しく制限をしているということにわりと似たような意味で言えば、周波数帯も、きちんと主権国家であるわけですから、我々のこの国の中で電波をどういうふう利用するかということについてもしっかりと国が責任を取って公権力を行使しなきゃいけないんじゃないかなと思います。

(戸塚官房長) 何かコメントお願いします。

(説明者) 今回の事業に直接的ではない。私の意見を申し上げてもあれなんですけれども、ただ言えることは、主権を過大に保護しているのではないかとおっしゃられますが、必ずしもそうではないと思います。例えば今回携帯電話がいわゆるプラチナバンドと呼ばれているものを使えるようになってきたというのも、いろいろ既存で使っている方々にもお引越しをしていただいて、初めてできるようになったということで、必ずしも皆さんがここにずっと居座りたいということではいらっしゃるということではないのかなと。

もう1つありますのは、昔に比べまして、ここの周波数でないと絶対だめだということでもなくなってきて、そこは技術の進歩というのがありまして、近場の周波数であれば、ちょっとくらいずれても同じような使い方ができるというような状況になってきております。そういう意味では非常に周波数のお引越しをしてもらいやすい環境にはなってきて

いるのかなと個人的には思っております。

(土居) 技術進歩があることによって、それがより要因になるということは、私はとても良いことだと思います。ただ結局補助金が出てくるということは、結局は私権をそれだけ擁護しすぎてしまっている面もあるかもしれないと。つまり公権力を行使して、直ちに次の免許の期限が切れたらそこからどきなさいというふうに言おうと思ったら言えるかもしれないけれども、補助金を使って誘導するとかってというようなことをやるということは、その分、既得権益を持っている人たちにその既得権を認めるということ、補助金を出すという行為を通じて認めてしまっているということはあると思います。

(須藤) 今の土居先生の発言はロジカルに分かるところもあるんですけど、実態的に言うと今のイノベーションというのは官民連携がグローバルに進んでいるので、公権力とプライベートとを明確に分けるとするのは今困難になっているし、ITUの議論なんかもそうだけれども、かなり官民の話し合いの場って結構長いですね、

そこで粹取ると、あとは上から決めるような法的な拘束力を持つようなもの、どっちかでいくというわけでもなくなっているというのは、恐らく総務省も認識されていると思うし、実際これをやる時はお互いバチバチしながらのインタラクションを取りながらこちら辺でいくしかないだろうと、技術特性も電波帯域も関わってきますから、だからそんなに明確に航空機のような単純なものとは違いますから。やられているんじゃないかなとは思いますがそれについてはそんなことはないということがあればおっしゃっていただきたいです。

(説明者) 周波数全体については私が言うべき立場にもないのですが、それは当然周波数は有限希少な資源であるというのが我々の立場でありまして、それをいちばん適切に使えるように管理していくということで日々努力して、いろいろお願いをしてやっていく部分、それから若干財政支援をしてやっていく部分というのはあるのかなと思っております。

(山田先生) 土居先生の話の続きなんですけど、例えば、150MHz帯で新聞事業社が免許を持っているんですね。しかも大手の全国紙が持っているんですけど、新聞記者が携帯電話を持っていないとはとても信じられなくて、そんなもの持っていたってほとんど使っていないんじゃないかと思うんですけど、そういうものを電波利用調査なさっているとはおっしゃっていますが、電波利用料調査ってどうやってやっているかという、免許持っている人に「あなた方使っていますか。」と聞いて、「使っています。」と返事が来たら「そうですか。」っていうことになっているんですけど、そうではなくて、ちゃんと見極め

れば、もしかしたら新聞事業は他の用途で使っているのかもしれないが、それはちゃんと聞かなくてはいけませんけれども、直観的に考えればそういうものは期限が来たら免許期限というのは5年間と決まっているのわけですから、期限が来たら公権力を行使して免許を停止する、返上させるということをさせるべきではないかと思うのですがいかがですか。

(説明者) 新聞が実際に使っているか、使っていないかという話をここですというよりは、先程申し上げたとおり、先生がおっしゃったとおり、すべての方々が24時間使っているわけではないということは、当然のことでもありますので、そういったことも含めてどういった方々から、どういった方々に変えていく必要があるのかということも踏まえて、重点的に調査をしないと、さすがに全部の無線局が扱っている電波を実際に出ているか観測することは不可能ですので、そういうことではなくて、そこは重点的にいろんなものを取り組んでいくということで考えているところでございます。

(戸塚官房長) それでは時間になりましたので、とりまとめ役の北大路先生から先生方に記載いただきましたコメントシートから代表的なものを御紹介いただいて、票数の分布、評価結果案及び取りまとめのコメント案を御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(北大路) コメントは主に3点ありまして、1つは補助事業そのものに対する疑問。そしてもう1つが補助の交付プロセスに関する疑問。そして3番目は周波数利用に関する、長期的な計画に対する疑問であります。

最初の補助事業そのものに対する疑問ですが、補助の必要性があるか疑問。周波数の有効利用と防災という異なる目的が混ざっているがどちらについても補助金という手段が最適かどうか疑問。規制的手法を用いるべきであって補助金を使うべきではないなどが意見です。したがって、改善の方向としては他の政策手段を考える、そして交付の仕方については、交付の仕方が不透明という御意見。交付の基準を明確にするべきである。

もう1つ同じような主旨ですが、総務大臣の国会答弁と国庫付与要綱交付決定自治体の間にかい離があるように、この事業の実行にあいまいな点が多い。交付希望が少なく無理やり交付先を決定しているのではないか。

それから最後の有効利用、3番目の有効利用ですが、本事業の目的の周波数の有効利用であることからするとデジタル化の推進と並行して空いた周波数帯のできるだけ早期の有効活用を図るべきだが、その進行管理が明確でない。方向として空き周波数帯の利用計画の早期充実、早期活用が必要であろうということです。また施行後に確実に利用できるよ

う同一周波数帯での他の用途について移行計画を立てて、確実に実施する提案。3項目です。

評価ですが、この無線システム普及支援事業にかかる評価結果は廃止が1名、事業の抜本的な改善が3名、事業内容の一部改善が2名、現状どおりはゼロです。過半数ではないのですが、廃止1名の方、それから事業の一部改善の2名の間、3名の抜本的な改善という御意見がありますので、この中間をとって事業全体の抜本的な改善という評価にしたいと思います。

それから一緒にコメントのほうも申し上げます。案ですが、最初の2つの補助金に関するところを1本にしまして、補助金交付の必要性があるかどうか疑問であり、補助金という手段を取ることに疑問がある。また交付決定プロセスもあいまいな点が多いというのが課題といたしまして、見直しの方向として、補助金以外の手段の検討と交付決定プロセスの明確化をするべきであると。2つ目の周波数のことですが、周波数の有効利用という政策目的を達成するための計画が不透明であるというのが問題。そして見直しの方向として周波数利用計画を早期に明確化していくと書きましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(戸塚官房長) それでは、どうもありがとうございました。本日予定していましたすべての案件にかかる議論を終了いたします。ありがとうございました。本日御参加いただきました外部有識者の先生方におかれましては大変貴重な御議論をいただき誠にありがとうございました。

本日の評価結果及び取りまとめコメントにつきましてはレビューシートの所定の欄に記入するとともに、総務省の平成27年度予算概算要求に向けて、十分尊重させていただきたいと存じます。

なお、本日の評価結果の議事につきましては、準備ができ次第、総務省のホームページに掲載し、公開性と透明性を十分確保した上で事業レビューにかかる取り組みをしてまいりたいと思います。本日は大変どうもありがとうございました。